

入札説明書

信越自然環境事務所に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年5月29日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 松本 英昭

3. 工事概要

(1) 工事名 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）

(2) 工事場所 長野県松本市安曇

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 契約締結の翌日から令和7年11月6日まで

(5) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

1) この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：6. に同じ

・受付時間：9時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く）とする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）は除く。

2) 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 環境省における令和7年度一般競争参加資格の「水環境処理工事」又は「機械設備工事」に登録されており、B又はC等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成22年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した、下記に示す同種工事を施工した

実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。なお、当該工事实績の評価点合計が65点未満のものは除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成22年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

1) 同種工事：浄化槽設置工事又は給排水配管工事の実績。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

1) 1級又は2級管施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

2) 同一の者が上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事事品質確認技術者としての経験は除く。）。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点とみなす。）

3) 本工事を受注した場合において、監理技術者が必要になる工事にあつては、配置予定監理技術者が、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 配置予定監理技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する資料を提出すること。なお、恒常的な雇用とは入札の申込み（競争参加資格確認申請）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係があるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。提出されない場合は競争参加資格なしとする。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年1月6日付け環境会発第9号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

①親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

②において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67

条第1項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記に示す区域内に所在すること。

長野県、群馬県、新潟県、岐阜県、富山県

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1) から3) のいずれかに該当する者であること。

1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

①親会社等と子会社等の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 担当部局

〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 3階

環境省 信越自然環境事務所 総務課

電話：026-231-6570

FAX：026-235-1226

電子メール：NC0-NAGANO@env.go.jp

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出すること

ができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

1) 提出期間：電子調達システム及び郵送の提出は、令和7年5月29日～令和7年6月9日の9時00分から17時00分まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

2) 提出場所：6.に同じ。

3) 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ「持参」又は「郵送(書留郵便等に限る。)

若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」すること。郵送等については、期日までに送付(必着)すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の「同種工事の施工実績」及び下記2)の「(配置予定の)主任(監理)技術者の資格・工事経験等」については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引き渡し完了したものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者の資格・工事経験等」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引き渡し完了したことを証明する書類をもって65点とみなす。また、「主任(監理)技術者の資格・工事経験等」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡し完了したことを証明する書類又は「工事成績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点とみなす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が、65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しとみなし入札に参加出来ないので留意すること。

1) 施工実績(別記様式2)

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

2) (配置予定の)主任(監理)技術者の資格・工事経験等(別記様式3)

① 4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかから専任で配置する4.(5)の基準を満たし4.(4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(5)の基準を満たした技術

者を配置すること。

なお、主任（監理）技術者は複数人（最大3人を限度・経常建設共同企業体にあつては、構成員に対して最大3人を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。

なお、配置予定者として4人以上の記載があつた場合は、配置予定者技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、経験年数が証明できる資料を添付すること。

- ②入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複により）を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書等を電子調達システムにより提出した場合であっても、申請書等の取下げは書面により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3) 契約書の写し

1) の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。ただし、CORINSの写しを提出すること。

(4) 一般競争参加資格の確認

4. (2) について確認するため、審査決定通知書の写しを提出すること。

(5) 競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認める場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年6月10日までに電子調達システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(7) その他

1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先は6.に同じ。

6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

①配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、PDFファイルにて提出すること。

②複数の申請書類は、1つのファイルにまとめて添付資料欄に添付して送信すること。

なお、提出するファイル容量は10MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が10MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和7年6月9日 17時00分までに郵送等（書留郵便に限る。）又は持参すること。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

1) 提出期限：令和7年6月16日 17時00分

2) 提出場所：6. に同じ。

3) 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、書面は持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年6月17日までに説明を求めた者に対し電子メールにより回答する。

9. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。ただし、担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載すること。

1) 提出期間：令和7年5月29日から令和7年6月2日 17時00分まで。（休日を除く。）持参する場合は、上記期間の9時00分から17時00分（12時から13時を除く）まで。

2) 提出場所：6. に同じ。

3) 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て書面を持参し、電子メール又は郵送することもできる（書留郵便に限る。）。電子メールの場合は受信連絡メールを必ず確認し、郵送で提出した場合には、信越自然環境事務所に提出した旨を連絡すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和7年6月3日までに、信越自然環境事務所ホームページの当該入札公告欄に掲載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和7年6月12日 10時00分

2) 開札は、令和7年6月12日 10時00分に行う。

(2) 場所：〒380-0846 長野県長野市旭町1108

長野第一合同庁舎3階

信越自然環境事務所 会議室

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、令和7年6月9日 17時00分までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を作成し、4(2)に示す審査決定通知書の写しと共に6.の場所に持参又は郵送で提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証(取扱官庁信越自然環境事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子調達システムにより提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。)。ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。

記載内容に不備がある場合は、入札を無効とすることがある。

参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。)。)

- (2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要)を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官(これらの者の補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(3) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先、電子メール先、入札日が記載されていない場合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

(1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

(3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、7.(4)において参加資格「無」とした者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に
いて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その
者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、そ
の者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当で
あると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低
の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。また、落札決定後に当該契約を辞退する場
合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合
は、20.(1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)～4)に掲げる額の
合計に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その予定価格に10分の9.2を乗じて
得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に1
0分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額
とする。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

17. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行つた
日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に電子調達システムにより、支出負担行為担
当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は
紙により提出することができる。

(2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最
終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に電子調達システムにより回答する。ただ
し、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理
技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請
書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場
合は、4.(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなけれ
ばならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル(平成
28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課)」によらなければならない。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延期は行わない。

(2) 別に配置を求める技術者

専任の配置技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が信越自然環境事務所各位管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4.(5)に定める要件と同一の要件(4.(5)2)に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業

2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

4) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

(3) 予決令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊工事契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

(1) 前金払 有

22. 火災保険付保の要否 否

23. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24. 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に行う。

また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服がある者は、17.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対

して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351 (代表)

(2) 受付時間：休日を除く毎日、10時00分から16時00分（12時から13時を除く。）まで。

(3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6. に同じ。

25. 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

26. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

27. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊環境省入札心得及び別冊契約書案を熟読し、環境省入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7. (3) の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子調達システムは、24時間、365日使用できる。ただし、システムメンテナンス時を除く。

(7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683(ナビダイヤル)

政府電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6. へ連絡すること。

(8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。

(9) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。

(10) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。

(11) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。

(12) その他不明な点についての照会先

6. に同じ

以上

競争参加資格確認申請書

令和7年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所長 松本 英昭 殿

住	所	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称		〇〇〇〇〇〇
代表者氏名		〇〇 〇〇
		(押印省略)

令和7年5月29日付けで公告のありました令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事(機械)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 一般競争参資格(指名競争)審査決定通知書の写し
2. 入札説明書7.(3)1)に定める施工実績を記載した書面(別記様式2)
3. 入札説明書7.(3)2)に定める配置予定の技術者の資格・工事経験等を記載した書面(別記様式3)

競争参加資格確認申請書 申請者連絡窓口

郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
住 所	〇〇〇〇〇〇	
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇	
代表者役職氏名	〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇	
担当部署	〇〇〇〇〇〇	担当者氏名 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス	〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇	

注1. 申請書として別記様式1から別記様式3までを提出して下さい。

(別記様式2)

令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事(機械)
競争参加資格確認資料

(用紙A4)

同種工事の施工実績

会社名 _____

・同種工事 : 浄化槽設置工事又は給排水配管工事の実績。

競争参加資格		同種		
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇〇〇〇工事	評定点	点
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇〇		
	施工場所	(都道府県・市町村名) 〇〇県〇〇市		
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
	工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	受注形態	単体/共同企業体(出資比率〇〇%)		
工事概要	〇〇〇〇	(入札説明書4.(4)による同種工事の施工実績が確認できる内容を記載)		
CORINS登録の有無		有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無		

- 注1. 必ず同種工事が確認できる内容を記載すること。
- 注2. 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。
- 注3. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付すこと。「有」に○を付した場合は、CORINS登録番号を記載する。「無」に○を付した場合は、当該工事の契約書の写しを添付する。
CORINSに登録無き工事及び契約時のCORINS登録のみで工事内容が確認できない工事、さらに請負金額500万円以上2,500万円未満のCORINS登録工事は発注者のCORINS検索システムでは技術データ等が確認できないため、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事の施工実績)が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、競争参加資格無しとする。
- 注4. 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付する。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しを完了したことを証明する書類を添付する。その場合は、評定点を65点と見なす。
- 注5. 受注形態は、単体で受注した場合は、「単体」と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施行金額の比率(%)も記載すること。
- 注6. 工事概要は、入札説明書4.(4)による工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書(平面図、配置図、特記仕様書等)を添付すること。
- 注7. 複数件の工事成績がある場合は、それぞれ様式に記載して提出すること。

(別記様式3)

令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事(機械)
競争参加資格確認資料

(用紙A4)

主任(監理)技術者の資格・工事経験等

会社名 _____

配置予定技術者の従事 役職・氏名		(フリガナ) 〇〇技術者 〇〇 〇〇		
法令による資格・免許		1級又は2級管施工管理技士(取得年月及び登録番号)注)写しを添付 (指定建設業)監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注)写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月、修了証番号注)写しを添付		
工事 の 経 験 の 概 要	工事名称	〇〇〇〇〇〇〇〇工事	評定点	点
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇〇		
	施工場所	(都道府県・市町村名) 〇〇県〇〇市		
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
	工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者		
	従事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	工事内容	木造建築物の施工面積(何㎡)等(「同種工事」であることが確認できる内容を記載)		
	受注形態	単体 / 共同企業体(出資比率〇〇%)		
CORINS登録の有無		有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000		・ 無
申 他 請 工 時 事 に お け る 状 況 等	工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
	発注機関	〇〇〇〇〇〇〇		
	工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者		
	工事と重複する場合の対応措置			
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000		・ 無
在籍出向の要件に適合する証明書類の有無		有(資料を添付) ・ 在籍出向に該当しない		

注1. 工事内容には入札説明書4.(4)による工事内容を確認できる記載をすること。また、工事内容及び範囲のわかる設計図書(配置図、平面図、特記仕様書等)を添付すること。

注2. CORINS登録の有無のいずれかに○を付すこと。有に○を付した場合は、登録番号を記載する。無に○を付した場合は契約書の写し及び担当した役割と技術的内容が分かる書類(施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。

CORINSに登録の無い工事及び契約時のCORINS登録のみで工事内容が確認できない工事、さらに請負金額500万円以上2,500万円以上未滿のCORINS登録工事は発注者のCORINS検索システムでは技術データ等が確認できないため、契約書の他に写し及び担当した役割と技術的内容が分かる書類(施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。必要書類の添付がないもの

は、入札に参加できないので留意すること。

- 注3. 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工事品質技術者としての経験は除く。
- 注4. 従事した工事経験を1件記載すること。また、複数の配置予定技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成すること。技術者ごとに記載して下さい。（技術者1人につき様式1枚）
- 注5. 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付することとし、その場合においては、評定点を65点と見なす。
また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡し完了したことを証明する書類又はCORINSの写しをもって65点とみなす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。
- 注6. ・配置する主任技術者又は監理技術者について、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断できる資料（健康保険被保険者証又は監理技術者証（表裏とも）等（以下「健康保険証」という。））等の写しを提出すること。
・継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料として「退職辞令」の写し等退職したことが確認できる資料、及び「雇用契約書」等再雇用されたことが確認できる資料、並びに「労働基準監督署に届出した就業規則」等により本人が希望した場合65歳まで継続雇用する旨が確認できる資料を併せて提出すること。
- 注7. 当該工事を受注した場合において、在籍出向者を配置する主任技術者又は監理技術者とする場合は、以下のとおりとする。
- ① 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「健康保険証」等により在籍出向者と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる資料、及び出向元企業の「建設業の廃業届書」の写し、「当該建設業の許可の取消通知書」の写し又は「当該許可の取消しを行った旨の提携された官報若しくは公報」により出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことが確認できる書類、及び「営業譲渡契約書」等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認できる書類を入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
 - ② 「官公需適格組合員における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「健康保険証」等により在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる資料、及び「在籍出向可能範囲通知書」の写しを入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
 - ③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「健康保険証」等により出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる資料、「出向契約書」「出向協定書等」等の出向先の会社との間を確認できる資料、及び「企業集団確認書」の写しを入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
 - ④ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しにより、出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」に該当することを確認できる資料を、入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
- 注8. 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）提出すること。

以上

入札心得 (工事)

(目的)

第1条 中部地方環境事務所信越自然環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日環境省訓令第4号）第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等

の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換にこれを還付する。
- 6 落札者が第16条に定める契約書の提出期限内に契約を締結しないときは入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式5による書面を作成し申請書の提出期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、封筒に入札書在中の旨を朱書し、入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

- 8 入札参加者は、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式2)を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作(辞退届をクリック)により辞退届を提出する。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又は

その者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。

- 2 予決令第85条の基準（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日環境省訓令第4号）第14条の4）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

（落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法）

第9条 当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から10日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書を作成する場合には、契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては、落札決定後すみやかに、契約金額の100分の10又は30以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

4 第3条第3項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第4項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用する。

5 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うと

もに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

— 金 —

ただし、令和 7 年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）

入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。
また、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(復) 代理人氏名

(押印省略)

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

様式 2

入 札 辞 退 届

件名 令和 7 年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（押印省略）

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

様式 3

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

住 所

(委任者) 会 社 名

代表者氏名

(押印省略)

代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

(押印省略)

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 委任事項： 1. 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）の入札及び見積に関する一切の権限。
2. 1の事項に係る復代理人を選任及び解任すること。

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

代理人住所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

(押印省略)

復代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

(押印省略)

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項：1. 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）の入札及び見積に関する一切の権限。

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

様式 5

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(押印省略)

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) ・電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

現場説明書

工事名 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）

1. 工事請負契約書案について

(1) 第7条（下請負人の通知）関係

受注者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他（下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含む）を所定の様式により通知すること。

(2) 第9条（監督職員）関係

第5項の設計図書に定める書面は、次のとおりとする。

- ① 変更見積書
- ② 工事請負変更契約書
- ③ 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）
- ④ 既済部分代金請求書
- ⑤ 完済部分代金請求書
- ⑥ 完成代金請求書

(3) 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係

第1項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を通知するときは、所定の様式に経歴書を添付して、契約締結後14日以内に提出すること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、受注者が本工事の競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

(4) 第18条（条件変更等）、第19条（設計図書の変更）、第20条（工事の中止）、第22条（受注者の請求による工期の延長）関係

第18条第1項の規定により監督職員に通知する場合には、単に事実関係のみでなく、設計図書の修正等に必要な資料、図面等を添付すること。

また、工程に変更が生じる場合には、受注者は標準仕様書に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、工程の変更理由が以下のi)～v)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議すること。

- i) 監督職員が承諾した実施工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合
- ii) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- iii) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- iv) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- v) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(5) 第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係

- ① 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
- ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライド請求があった日から起算して14日以内で、発注者と受注者が協議して定める日において総括監督員又は主任監督員が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。

(6) 第30条（不可抗力による損害）関係

- ① 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ② 1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。

(7) 第35条（前払金）関係

- ① 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上、かつ、入札説明書の支払条件において中間前払金を選択できる場合に限り、中間前払金と既済部分払のいずれかを選択することができる。
また、その選択結果については、契約締結時まで申し出ること。
- ② 中間前払金を選択した場合には、監督職員の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。
- ③ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済材料を含む。）でも2分の1以上である場合に行うものとする。
- ④ 本工事は、予決令第86条に規定する調査を受けたものとの契約については「低入札価格調査制度の調査対象契約における契約保証及び前払金の額について」（平成26年1月10日付け環境会発第1401102号、最終改正 平成28年12月16日付け環境会発第1612161号）に基づき、別冊工事請負契約書第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、工事請負契約書第35条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、工事請負契約書第35条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に変更する。

なお、本措置の対象となった場合においても、中間前払金及び部分払は引き続き請求することができる。

(8) 第36条（保証契約の変更）関係

- ① 第35条第6項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。
- ② 受注者は、第3項の保証事業会社への通知により保証事業会社から保証期限変更通知書が送付されたときは、その写し1部を発注者に提出すること。

(9) 第40条（国庫債務負担行為に基づく契約の特則）関係 削除

(10) 第41条関係 削除

(11) 第57条（火災保険等）関係

火災保険等の付保の要否 要

2. 指導事項について

- (1) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早

くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等)、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は退職金共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を、電子申請専門サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に適正に報告し、又は当該労働者の退職金共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係るポイント又は証紙を併せて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。
 - ③ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後40日以内、証紙添付方式の場合は工事契約締結後1か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。
なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係わる収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ。）により申し出ること。
 - ④ 受注者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - ⑤ ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
 - ⑥ 建退共制度に加入していない建設業者、ポイント又は証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
 - ⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (3) 工事請負契約書第10条第1項により工事現場に設置される現場代理人は、この契

約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事請負契約書に規定されている権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する。ただし、以下に掲げる期間で、工事請負契約書第 10 条 3 項に定める「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」場合に該当するものとして、請負契約の締結後に監督職員と協議して期間を定めた場合は、その期間については現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - ② エレベーター等の工事において、工場製作のみが行われている期間
 - ③ 工事完成後、検査が終了した日（発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日をいう。）の翌日以降の、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ④ その他、発注者が認める期間
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定により、受注者が工事現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (5) 主任技術者及び監理技術者が専任の者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者をいう）で鳴ければならない場合の扱いは、次の通りとする。
- ① 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の i) ～viii) の要件を全て満たさなければならない。
 - i) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ii) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - iii) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - iv) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - v) 特例監理技術者が兼務できる工事は松本市内の工事でなければならない。
 - vi) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - vii) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - viii) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、① i) ~ viii) の事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。
- ④ 主任技術者又は監理技術者は、次の i) から iv) の期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、工事現場への専任を要しない。
- i) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。
 - ii) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - iii) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - iv) 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- ⑤ 技術者の技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で、専任で配置する主任技術者又は監理技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する (例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて、現場に戻りうる体制を確保する等) とともに、その体制について、発注者の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (6) 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取り扱いについては以下の通りである。なお当該規定については監理技術者には適用されないことに留意すること。
- ① 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含まれうると判断して差し支えない。
 - ② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。
- (7) 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者 (当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者) で、監理技術者資格者証 (以下「資格者証」という。) の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、資格者証及び講習修了を証するものを提示するこ

と。

(8) (4)～(7)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(9) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該事務所管内で入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

① 65点未満の工事成績評定を通知された企業

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理及び安全管理に関し、指名停止又は官庁営繕部長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化として次の業務を行うこと。

① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

1) 受注者は、総括監督員の求めに応じて、施工体制台帳を総括監督員に提出する。

2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じること。

② 施工計画書の内容のヒアリング

標準仕様書（※1）に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じること。

（※1）標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいう。

なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

・ 建築工事編

公共建築工事標準仕様書

・ 電気設備工事編、機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

・ 建築工事編

公共建築改修工事標準仕様書

・ 電気設備工事編、機械設備工事編

公共建築木造工事標準仕様書

建築物解体工事共通仕様書

(11) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 信越自然環境事務所が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(12) 工事の下請負について

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 受注者が、工事の施工において総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ② 下請負人が信越自然環境事務所長から工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③ 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
- (13) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請負人及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律 131 号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑥ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ⑧ ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。

- ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。
- ⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。
- (14) 労災補償に必要な法定外の保険契約
受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

3. 現場及び技術に係わる事項について

(1) 共通事項

① 工事関係図書等に関する業務効率化

- 1) 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。
- 2) 工事関係図書等の提出一覧は監督職員の指示による。
- 3) 工事関係図書等の作成については、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」に関して、省略可能な書類に係る協議をするものとする。また、協議の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。

4) 工事書面の取扱い

設計図書（図面、標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則として(a)による。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合(b)による。

(a) オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する。

- i) 工事着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- ii) 電子メールの送信は、原則として、i)で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- iii) 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスがi)で共有したのと同じであるか確認すること。
- iv) ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、i)で共有した者の間で、監督職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(b) オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。

ただし、工事着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の定例会議・面談等において提出される書面については、押印の省略にあたって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

(c) その他

(イ) (a) で用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

(ロ) 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで行う。

② 情報管理体制の確保

- 1) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、発注者が別途提示する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。
- 2) 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。
- 3) 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

③ 図面等の情報の適正な管理

- 1) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書及び標準仕様書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
 - i) 発注者の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ii) 工事の履行のための下請負人等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - iii) 図面等の情報の送信又は運搬は、工事の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - iv) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - v) 発注者が貸与する図面等の情報（例えば、既存建物の図面、CADデータ等）については、業務又は工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - vi) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

- 2) 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
 - 3) 上記 1) を踏まえ、契約終了後においても図面等の情報が適正に管理され、流出することのないよう必要となる措置を講ずる。また、上記について、契約終了後に生じた情報漏洩についても対象とする。
 - 4) 上記 1) から 3) は、下請負人等による図面等の情報の管理についても対象とする。
 - 5) 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - i) 次に該当する図面、特記仕様書等
 - ・ 工事の契約に係る設計図書
 - ・ 工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - ii) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む）
 - iii) 完成図（未完成の図書を含む）
 - iv) 工事完成写真
- ④ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等
- 1) 工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した施工体制台帳及び作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、監督職員に提出する。（建設業法第 24 条の 8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項）
 - i) 建設業法第 24 条の 8 第一項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
 - ii) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - iii) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - 2) 建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項）
 - 3) 建設業許可を受けた建設業者（下請負人を含む）は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第 40 条、同規則第 25 条）
- ⑤ 関係法令等の遵守
- 関係法令（条例を含む。）の改正等により、工事内容が法令等に抵触するおそれがあることを認識した場合には、その対応について、監督職員と協議する。
- ⑥ 工事写真
- 1) 工事写真（原本及びアルバム）については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」によるものとする。
 - 2) 工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を監督職員に提出する。
- ⑦ 施工中の安全確保

- 1) 施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事等編（令和元年国土交通省告示496号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）」によるものとする。

受注者は、工事の着手に先立ち工事安全計画を作成し、施工計画書に記載するほか、必要となる関係書類を添付して監督職員に速やかに提出する。

- i) 工事安全計画の内容は次による。

- (a) 安全に関する現場組織体制（下請負契約が未了の場合は、契約完了後に当該部分を追加する。）

- (b) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）の項目ごとの安全対策又は安全対策案（当該工事に関係しない項目は除く。）

- ii) 工事安全計画に変更が生じた場合は、その内容を監督職員に提出する。

- iii) 監督職員との協議により、必要に応じて、工事安全計画に基づく安全対策の実施状況について工事写真等を監督職員に提出する。

- 2) 足場の組立て・変更時等の点検は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成24年2月9日付け 基安発0209第2号、一部改正 平成27年5月20日付け 基安発0520第1号）」^{※2}に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行い、足場の安全確認に関する看板を設置する。

なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者が含まれる。

- i) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）

第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

- ii) 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

- iii) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記i)又はii)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

※2) 推進要綱は、以下、厚生労働省のホームページよりダウンロードすることができる。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

- 3) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保のための対策について、監督職員に報告する。

- 4) 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）による墜落制

止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

- 5) はつり作業等を行う場合は、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工すること。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち合わせる。
- 6) 解体作業を行う場合は、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日国土交通省総合政策局長及び住宅局長）」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。
- 7) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、対応する。費用については別途とする。
 - 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
 - ドライミスト
 - 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置
- 8) 鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業について鉛等有害物質を含む塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則関係法令を遵守する。

⑩ 施工中の環境保全等

- 1) 騒音、振動、粉じんの発生が予想される工事等、執務に支障のある作業や周辺住民への配慮を必要とする作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、必要な対策を講ずる。
- 2) 本工事において、環境省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り、グリーン購入法基本方針、特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の建設機械を使用する場合や、「工法」の工法を採用する場合は、グリーン購入法に係る判断の基準を満たすものとする。なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用する。
- 3) 本工事において、低振動型建設機械を採用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）」に基づき国土交通大臣が型式指定を行った建設機械を使用するものとする。
- 4) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について
 - i) 本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、各都道府県等の定めるディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
 - ii) 本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合

する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

iii) 本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。

iv) 取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

v) 資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。

5) 本工事の施工にあたっては周辺の自然環境に影響を及ぼさないよう留意すること。総合施工計画書または工種別施工計画書に自然環境に配慮した工法を記載することとし、監督職員の承諾を受けること。

⑪ 材料

1) 環境への配慮

i) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月閣議決定。以下、「グリーン購入法基本方針」という。）」に定める特定調達物品等（22分野282品目）について、環境省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り使用する。なお、特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。特定調達物品等以外の環境物品等についても環境への負荷の少ない物品等の使用に努める。

ii) グリーン購入法基本方針における特定調達品目「公共工事」の配慮事項（資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。）に留意する。

2) 木材の選定について

木材の選定においては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第1条（目的）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用推進本部決定）」第1（建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向）の趣旨を踏まえる。

3) ゴム製品等の品質確認等

i) 受注者は、ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。下表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

表

ゴム製品等*	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム、ゴム製軸継手、産業機械用空気ばね
ゴム引布	基布入シート、基布入シート加工品
ガス計量膜	

配管用ゴムジョイント	
ゴムシート	
ライニング	
透水性マット	
芝保護材	
道路資材	車止め（ガードコーン）、視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的なゴム製品等の例

（参考）ニッタ化工品(株)の製品情報 <https://www.nitta-ci.co.jp/>

ii) ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の履行の追完が免責されるものではない。

⑫ 施工

1) 技能士

本工事に必要な工事作業及びその作業に従事する職種について適用する。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。

2) 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。ただし、当該施工が少量となる場合等は、この限りでない。

(2) 施工条件等

① 電気保安技術者

電気保安技術者を配置する。

② 施工の制約

施工時期の制限 (なし)

施工時間の制限 (なし)

施工順序の制約 (なし)

③ 材料の搬出入等

材料、撤去材及び建設機械の搬出入、材料置場等は、次に指定するものを除き、監督職員と協議により決定する。

材料、撤去材及び建設機械の搬出入口 (図示)

工所用車両の駐車場所 (建設地付近)

資機材置場、仮設事務所設置場所 (建設地付近)

④ 構内既存施設の利用

工用水 (利用できない)

工用電力 (利用できない)

⑤ 仮用地の使用

使用場所 (建設地付近)

使用期間 (工事期間中)
使用条件及び復旧方法 (管理者と協議)

⑥ 工事支障物、近接施設等

支障物等名 ()
位置 ()
管理者 ()
工事方法 (保護等) ()
移設を行う場合の移設先 ()
作業時間 ()

⑦ 排水処理

排水処理の方法 (工事過程で生じる排水は場外処分とする)
放流先 ()
予定排水量 ()
水質基準の指定 ()
放流費用 ()
水替・流入防止施設の内容、期間 ()

⑧ 協議中の項目

関係機関 ()
協議内容 ()
成立見込時期 ()
制約等 ()

⑨ 再生資材の利用

特になし

⑩ 建設発生土（又は建設汚泥処理土）の利用

2.0km 圏内で敷均しを想定

⑪ その他施工条件

⑫ 交通誘導警備員

警備業者の警備員で交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る二級検定合格警備員を工事期間中のうち必要な日数を別途協議して決定し、精算する。

⑬ 工食用道路の使用条件

一般道路の使用制限 経路 (図示) 時間 (大型資材の搬出入は隣接カフェの営業開始前に行うこと) 期間 (工事期間中)
構内道路の使用制限 経路 () 時間 () 期間 ()
仮設道路の設置 特になし
工事終了後の処置 (原状回復)

⑭ 監督職員事務所

設置しない

(3) 工期・工程等

① 別契約の関連工事等

- 1) 本工事に関連する別契約の工事及びその予定工期
(電気工事) 令和7年5月まで (予定)

- 2) 工期内に本工事に追加発注する予定の工事
(道路の仮復旧・本復旧)
 - 3) 本工事の受注者に随意契約で発注する予定の工事
(特になし)
- ② 概成工期
工事期限より (30) 日前
- ③ 中間技術検査
実施回数 (0) 回
実施する段階 (特になし)
なお、この検査は、部分払の請求及び完成部分の引渡しのために行うものではない。
- ④ 週休2日制試行対象工事
- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事(受注者希望方式)である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。
 - 2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ③ 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ⑤ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ⑥ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう、なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉

所日数に含めるものとする。

- 3) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5) 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休以上に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 6) 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- 7) 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

⑤ 工事の一時中止に係る計画の作成

- 1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(4) 調査等

- ① 分析による石綿含有建材の調査
該当なし
- ② 化学物質の濃度測定
該当なし
- ③ 六価クロム溶出試験
セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良若しくは地盤改良土の再利用、又は浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり等への再生コンクリート砂の適用の際

は、次のとおり六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

- 1) セメント及びセメント系固化材（セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。以下、同じ。）を地盤改良に使用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）（平成13年4月20日一部変更、国官技第16号、国営建第1号。）」に基づき、現地土壤と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。なお、検液の作成は、「土壤汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の一部改正（平成30年9月18日環境省告示第77号。平成31年4月1日施行）による。試験結果については、監督職員に報告する。
- 2) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、再利用土について六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。試験結果については、監督職員に報告する。
- 3) 再生コンクリート砂を浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり等、透水性を有し、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に用いる際は、六価クロムについて、「土壤汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、一部改正平成30年9月18日環境省告示第77号。）に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。この測定は、再生コンクリート砂製品を直接試料とし、1購入先当たり1検体の溶出試験により行い、その結果を監督職員に報告する。

④ PCB含有シーリング材の調査

1) 第一次判定（シーリング材種の判定）

日本シーリング材工業会に次のシーリング材のサンプルを送付し、材種の判定を行う。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。

サンプリング採取箇所（なし）採取箇所数（なし）

2) 第二次判定（PCB含有量の分析）

専門分析機関に次のシーリング材のサンプルを送付し、PCBの含有量の分析を行う。なお、分析サンプルの四周は除去し、採取部の内部（大気にさらされていない部分）を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。

サンプリング採取箇所（なし）採取箇所数（なし）

3) サンプリングの採取方法等

1)及び2)のサンプル採取の方法等については次による。

- i)採取作業はシーリング材等が散逸することのないよう注意して行う。
- ii)シーリング材は目地に打設されている形状のまま3cm程度をカッターナイフで切除し、ただちにポリエチレン製の密閉袋に保管しNo.及び採取場所を記入す

る。サンプルは1袋に1つつ入れる。

iii) カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換える。

iv) シーリングを切除した部分は、必要に応じて、補修する。

v) 皮膚との接触等を避けるため保護手袋を着用する。また、口に入ることがないように保護マスクを着用する。

vi) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをを行う。

vii) 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣はサンプルと同様にポリエチレン製の密閉袋に入れる。

(5) 発生材等

① 廃棄物等の適正な取扱いの徹底等

- 1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底する。また、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守するとともに、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守する。
- 2) 杭打ち、山留め工事においては「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(平成18年6月12日国土交通省)」により、建設汚泥の発生量の抑制に努める。

⑤ 発生材の処理等

- 1) 引渡しを要するもの
特になし
- 2) 特別管理産業廃棄物
特になし
- 3) 現場において再利用を図るもの
特になし 再利用の方法（ ）
- 4) 再資源化を図るもの
新築のためなし
- 5) せっこうボード
i) 廃せっこうボードの裏面の表示を確認し、次の表に示すものに該当する場合又は該当していないことが確認出来ない場合は、各製造工場に問い合わせの上、適切に処分する。

ひ素又はカドミウムを含有するせっこうボード

製造工場	小名浜吉野石膏株式会社いわき工場	日東石膏ボード株式会社八戸工場
製造時期	昭和48年から平成9年4月	平成4年10月から平成9年4月
商品名	タイガーボード	アドラせっこうボード
製造会社名の表示	吉野石膏OY	日東石膏ボード株式会社
許可番号	277057	265023

	2 7 7 0 5 8 * J I Sマーク周囲に表示	2 6 5 0 2 4 * J I Sマーク周囲に表示
製造年月日 (ロット番号)	例) LOT. NO. <u>03</u> <u>96</u> <u>24</u> <u>10</u> <u>50</u> <u>C</u> ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 月 年 日 時 分 班 年：西暦年	例) <u>A</u> <u>5</u> <u>5</u> <u>0</u> <u>1</u> ↓ ↓ ↓ ↓ 班 年 月 日 年：昭和又は平成の年の末字 (建築年等で併せて確認) 月：10月→X 11月→Y 12月→Z

ii) 石綿含有廃せっこうボード 搬出先 ()

iii) その他の廃せっこうボード (石綿、ひ素、カドミウム非含有)
搬出先 (上記 4) による。 ()

6) その他の発生材 ()
搬出先 ()

⑥ 特定建設資材の処理

該当なし

分別解体等の方法

該当なし

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

該当なし

⑦ 建設発生土の処理方法

1) 近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。

搬出距離 (45.4km)

DID 区間 (なし)

仮置場 (ネイチャープラザ前駐車場にて積替えの上搬出を想定)

(6) 提出図書等

① 官公署その他への届出手続等

建築基準法に基づく完了検査の必要な工事の場合、受注者は完了検査(中間検査を含む。)時には、官公署(建築主事等)が求める検査に必要な書類等(報告書等)を用意する。

② 完成図等の提出

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

1) 完成図(施工図、施工計画書を除く。)

CAD データ(電子納品) 2部

A3 複写図(製本) 2部

- 2) 施工計画書
 - A4 ファイル綴じ 1部
- 3) 保全に関する資料（「建築物等の利用に関する説明書」を除く。）
 - A4 ファイル綴じ 2部
- 4) 建築物等の利用に関する説明書
 - A4 ファイル綴じ 2部
- 5) 施工図（次に示すものに限る。）
 - 原図又はそれに代わる図

[建築工事]

鉄筋配筋図（納まり図含む）	一式
コンクリート躯体図	一式
プレカット図	一式

[設備工事]

機器製作図	一式
制御システム図	一式
試験成績書	一式
機器・配管固定の施工図	一式

- 6) 工事概要書

③ 電子納品

- 1) 本工事の提出書類のうち完成図（施工図、施工計画書を除く。）を電子納品の対象とし、電子データを納品する。なお、完成図の作成にあたっては、次の規定に従うものとする。
 - i) 建築工事においては、「建築工事設計図書作成基準（令和2年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」第1章総則第2項適用範囲において「建築工事の図面等の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「図面等」を「完成図（施工図、施工計画書を除く）」と読み替え準用する。
 - ii) 建築設備工事においては、「建築設備工事設計図書作成基準（平成30年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」第1章総則第2項適用において「建築設備工事の設計図書のうち、図面及び仕様書の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「設計図書のうち、図面及び仕様書」を「完成図（施工図、施工計画書を除く。）」と読み替え準用する。
- 2) 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

④ 建築物等の利用に関する説明書

建築物等の利用に関する説明書（以下「説明書」という。）を次により作成する。

- 1) 別添5「建築物等の利用に関する説明書（本編）の作成対象及び作成担当者一覧表」において、作成対象である項目（「作成対象」欄に「○」の付けられた項目）のうち、受注者が作成を担当する項目（「作成担当者」の「工事受注者」欄に「○」がある項目）について、説明書を作成する。

- 2) 説明書は、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（平成28年12月改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」を参考に作成する。
- 3) 説明書作成例のオリジナルデータは発注者から貸与する。ただし、貸与されたデータは本工事の説明書作成以外の目的に使用してはならない。
- 4) 建築設計意図伝達業務受注者及び本工事に関連する各工事の受注者が作成した説明書を監督職員から受領し、取りまとめる。なお、説明書の項目の重複や欠落がないように建築設計意図伝達業務受注者及び各工事の受注者と調整を行う。また、建築設計意図伝達業務受注者及び各工事の受注者から説明書作成に関する情報提供等の要請があった場合は、それに協力する。
- ⑤ 完成写真
- 1) 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位 及び 箇所数	形式・サイズ	提出セ ット数	画素数 及び 画質等	撮影者
外観正面 1箇所	カラー印画紙キャビネ判	-	4500 × 3000 ピクセル以 上で画像補 正を行った もの	建築完成写真の 撮影実績がある 者で、監督職員が 承諾する撮影業 者
	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※	-		
	電子データ (JPEG フルカ ラー・圧縮率 1/4 程度)	-		
	カラー木製パネル半切 (324×400mm)	-		
上記と異な る外部： ()箇所、 内部： ()箇所	カラー印画紙キャビネ判	-	1280 × 960 ピクセル以 上かつ撮影 したデジタル カメラの 設定のうち 最高の画質	任意
	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※	-		
	電子データ (JPEG フルカ ラー・圧縮率 1/4 程度)	-		
外部： ()箇所、 内部： ()箇所 程度	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ	-	1280 × 960 ピクセル以 上かつ撮影 したデジタル カメラの 設定のうち 最高の画質	任意
	電子データ (JPEG フルカ ラー)	-		

注：※のアルバムは併せて作成する。

- 2) 1)の写真の撮影に関する著作権者の権利等については次の i) 及び ii) によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。
- i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作権名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
- ii) 受注者、撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

⑥ 建築物における木材利用促進法に係る木材利用状況調査

本工事の目的物は、「脱炭層社会の実現に資する等のため建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第2条第1項に規定する「建築物」に該当することから、木材利用実績調査要領によりExcelファイルで作成し、完成時に監督職員に提出すること。

(7) その他

① CADデータの貸与

本工事の設計図CADデータを貸与する。

なお、貸与するCADデータの一部は、令和3年度中部山岳国立公園乗鞍公園園地基本設計実施設計等業務(発注者：信越自然環境事務所、受注者：(株)KRC、業務履行期限：令和3年7月16日～令和5年3月17日)及び令和5年度中部山岳国立公園乗鞍高原園地公衆トイレ修正設計業務(発注者：信越自然環境事務所、受注者：(株)KRC、業務履行期限：令和5年10月11日～令和6年3月29日)の成果品であり、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は信越自然環境事務所に帰属する。

② 適用基準等

本現場説明書、特記仕様書等で適用することとされた基準等のうち、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した基準類は、次のURLによる。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

その他のガイドライン等は、それぞれ次のURLによる。

- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf>
- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r2bp.pdf>
- ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)
<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kurom/pdf/siken.pdf>

③ 工事实績情報の登録

工事实績情報を(一財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(コリンズ)に登録する。ただし、工事請負代金額(税込)が500万円未満の場合を除く。

また、工事实績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。

印

紙

工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事
（機械）
- 2 工 事 場 所 長野県松本市安曇（乗鞍高原）
- 3 工 期 令和 年 月 日から
令和7年11月 6日まで
- 4 請負代金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 金 円
- 6 建設発生土の搬出先等 現場説明書に定めるとおり
- 7 解体工事に要する費用等 該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 松本 英昭

受 注 者 住 所
氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基

づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければ

ばならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受

けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第 2 項及び前項の規定は、この場合について準用する。

5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年4月1日から令和7年3月31日ま

でに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 38 条 全文削除

第 39 条 全文削除

第 40 条 全文削除

第 41 条 全文削除

第 42 条 全文削除

(第三者による代理受領)

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発

注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。

三 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したと

き。

- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 49 条 第 47 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 50 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 51 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 52 条 第 50 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 53 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条又は次条第 3 項の規定による時にあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 50 条又は第 51 条の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、

第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

- 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第54条の2（A） 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、

独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パー

セントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 56 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 57 条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるも

のを直ちに発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による 建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱い設計図書に定めるものとする。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）

工 事 場 所 長野県松本市安曇（乗鞍高原）

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
分任支出負担行為担当
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 松本 英昭

受 注 者 住 所
氏 名

〔裏面〕

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事

(機械)

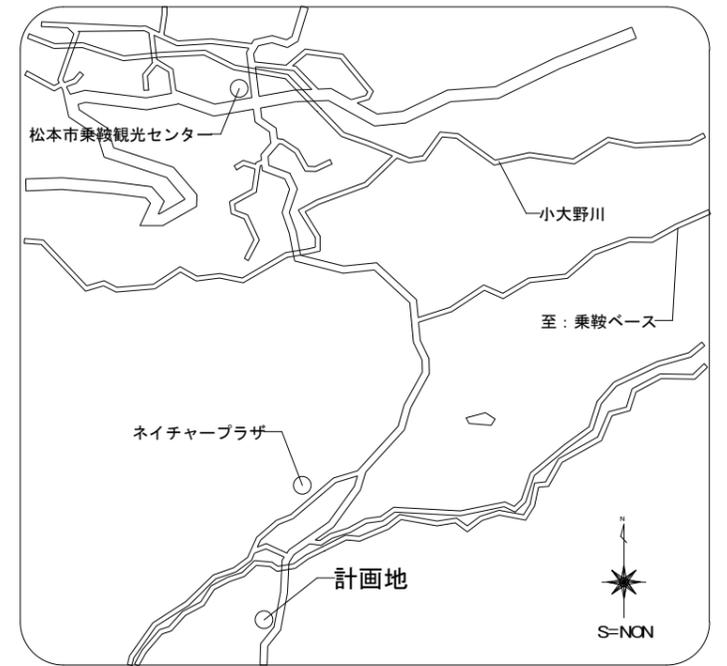
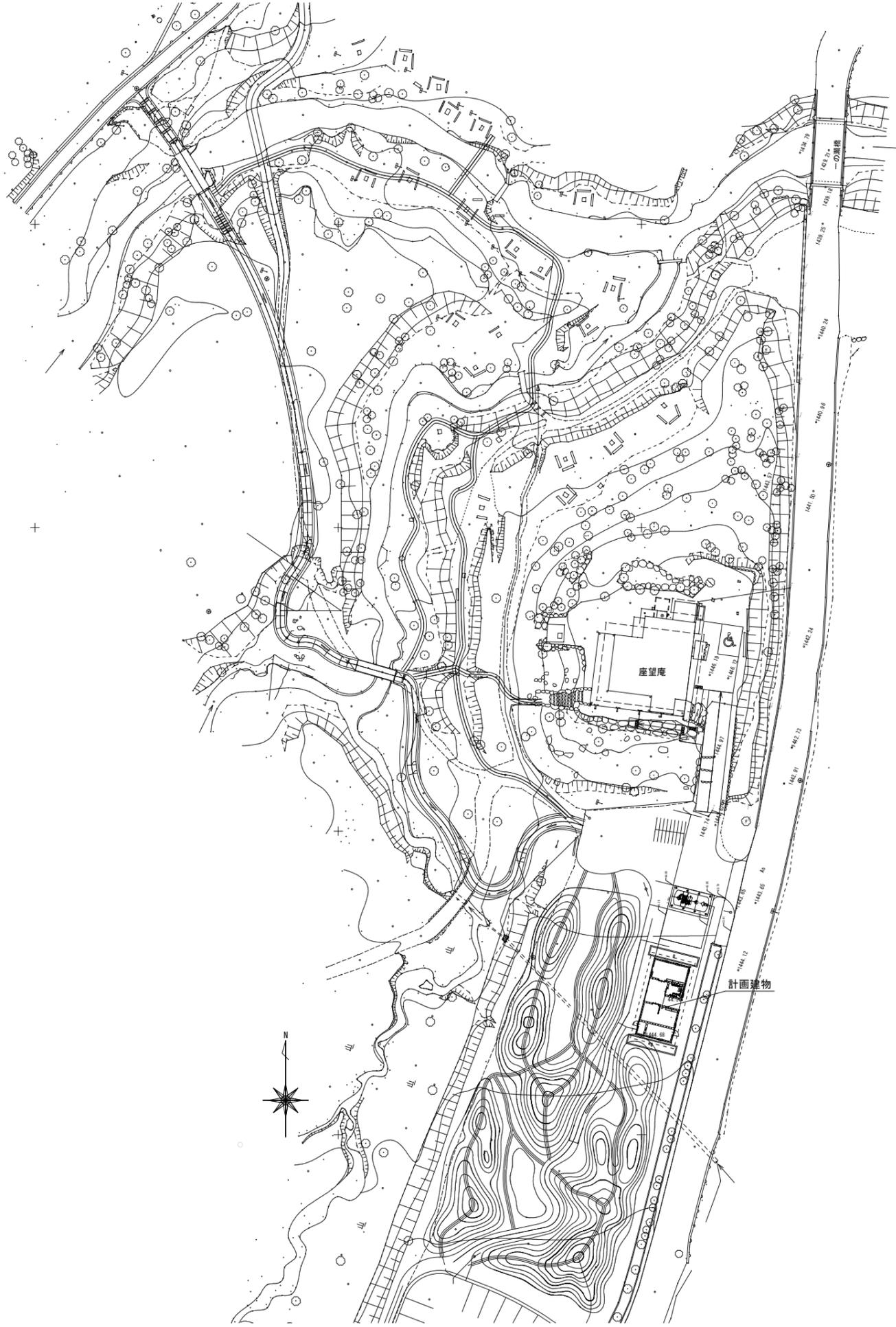
設計図

図面リスト

番号	図面名称	縮 尺	
		A - 1	A - 3
	表紙・図面リスト		
M-01	機械設備工事 特記仕様書	—	—
M-02	配 置 図	1/100	1/200
M-03	暖房設備 平面図、機器仕様表	1/50	1/100
M-04	換気設備 平面図、機器仕様表	1/50	1/100
M-05	衛生設備 器具表、機器仕様表	—	—
M-06	衛生設備 屋外配管図	1/100	1/200
M-07	衛生設備 平面図（施工済み）	1/30	1/60
M-07-2	ライニング内配管図（施工済み）		
M-08	衛生設備 受水槽詳細図	1/30	1/60
M-09	自動制御設備 計装図、機器表、平面図	1/30	1/60
M-10	浄化槽設備 構造図・フローシート	1/50	1/100
M-11	浄化槽設備 躯体図	1/50	1/100
M-12	浄化槽設備 機器配置、機器詳細図	1/15	1/30
M-13	浄化槽設備 配管、配線図	1/50	1/100
M-14	浄化槽設備 制御盤詳細、単線結線図	—	—
M-15	浄化槽放流管平面図	1/400	1/800
M-16	浄化槽放流管縦断図	1/200, 300	1/400, 600
M-17	施工要領図・掘削断面図	—	—
A-1	平面図	1/30	1/60
A-2	断面詳細図	1/30	1/60
A-3	建具表	1/50	1/100
A-4	雑詳細図	1/5	1/10

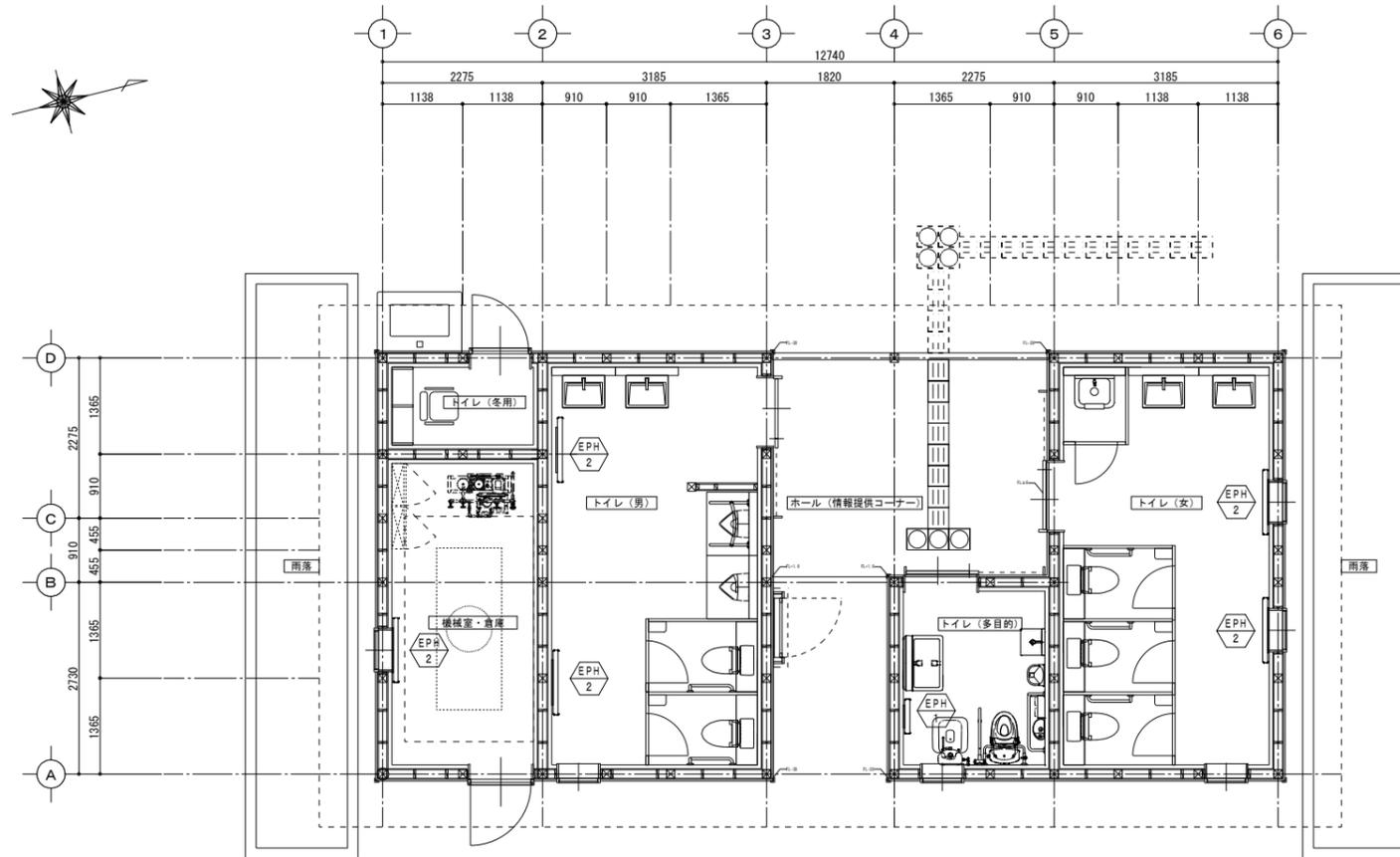
環境省中部地方環境事務所
信越自然環境事務所

工事名称	令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇（乗鞍高原）	図面名称	図面リスト
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮 尺	
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-00
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



案内図

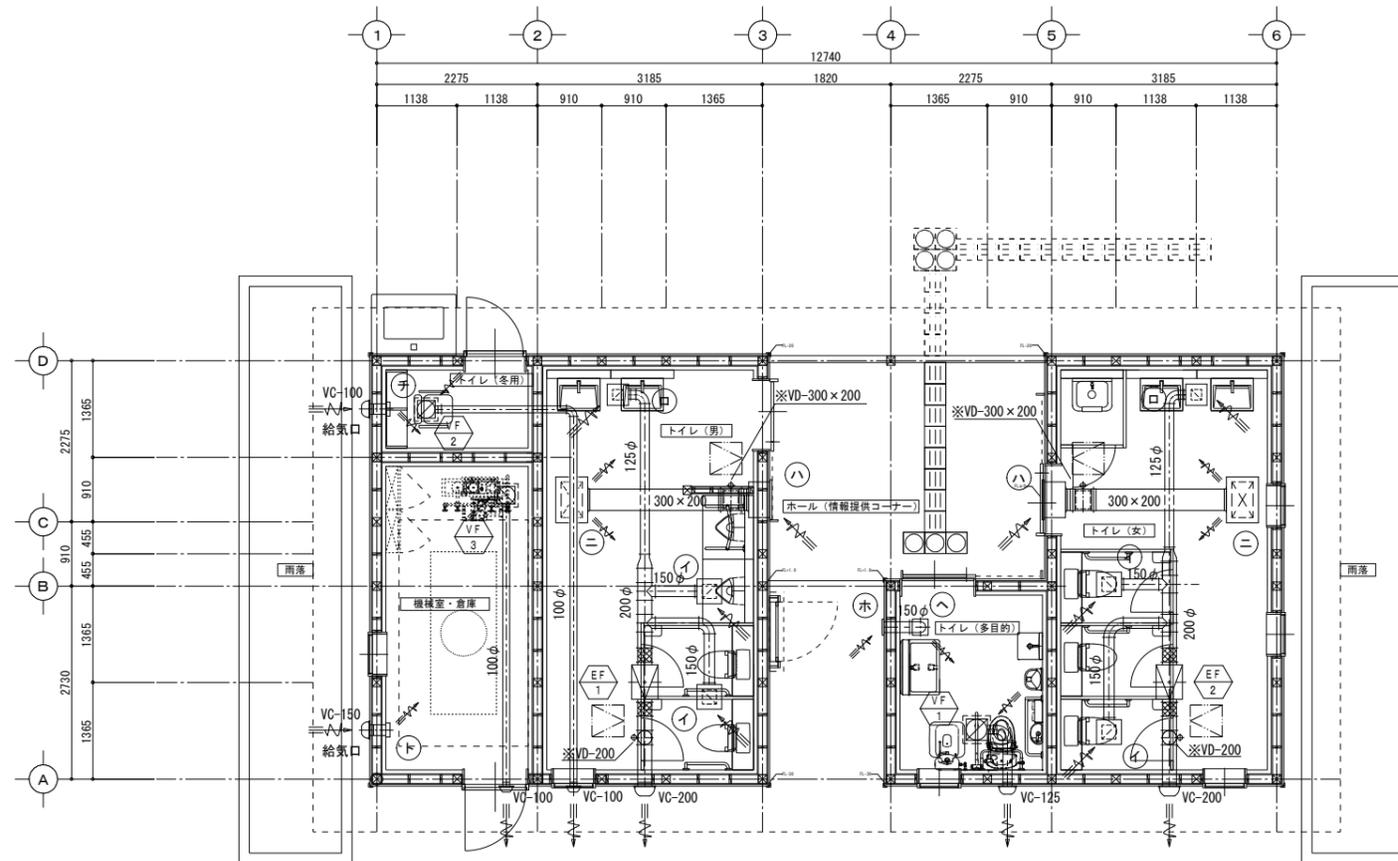
工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	配置図・案内図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/400 A3: 1/800
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-02
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



凍結防止暖房機器仕様表

記号	機器名称	機器仕様	電源(50Hz)		電力(参考値)		台数	設置場所	備考
			相(φ)	電圧	容量(kW)	運転方式			
EPH-1	パネルヒーター	電気式 壁掛け型 暖房能力 0.5kW 付属品 サーマスタット内蔵、いたずら防止カバー	1	100	0.5	サーモスタットによる自動運転	1	トイレ(多目的) トイレ(女)	
EPH-2	パネルヒーター	電気式 壁掛け型 暖房能力 0.75kW 付属品 サーマスタット内蔵、いたずら防止カバー	1	100	0.75	サーモスタットによる自動運転	5	トイレ(男) トイレ(女) 機械室・倉庫	

工事名称	中部山岳国立公園ノ湖園地トイレ新築工事			工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)			図面名称	暖房設備 平面図、機器仕様表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所			縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
公園名称	中部山岳国立公園			図面番号	M-03
検印	管理建築士	設計	製図	名称	株式会社 KRC
				資格者氏名	窪田 石英
				登録番号	1級建築士 第284051号
				所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23



イ 男女トイレ 排気口 GVS 200×200 200m ³ /h BOX: 350×350×350H	ホ トイレ(V.F) 外気取入口 自然給気グリル 150φ 160m ³ /h 全閉機能シャッター付
ロ 男女トイレ 排気口 GVS 150×150 100m ³ /h BOX: 300×300×300H	ヘ トイレ(V.F) 給気口 樹脂グリル 150φ 160m ³ /h 全閉機能シャッター付
ハ 男女トイレ 外気取入口 RG 500×300 500m ³ /h BOX: 500×450×300H	ト 機械室 外気取入口 自然給気グリル 150φ 110m ³ /h 全閉機能シャッター付
ニ 男女トイレ 給気口 VH 500×300 500m ³ /h BOX: 650×450×450H	チ トイレ(冬用) 外気取入口 自然給気グリル 100φ 80m ³ /h 全閉機能シャッター付

換気設備 機器仕様表

記号	機器名称	機器仕様	電源(50Hz)		電力(参考値)		台数	設置場所	備考
			相(φ)	電圧	容量(W)	運転方式			
EF-1	中間ダクトファン	ストレートシロッコファン 200φ×500m ³ /h×110Pa 付属品 防振吊金物	1	100	80	人感センサー(電気設備)による自動運転	1	トイレ(男)	
EF-2	中間ダクトファン	ストレートシロッコファン 200φ×500m ³ /h×110Pa 付属品 防振吊金物	1	100	80	人感センサー(電気設備)による自動運転	1	トイレ(女)	
VF-1	天井換気扇	樹脂製 静音型 100φ×160m ³ /h×50Pa 付属品 吊金物	1	100	20	人感センサー(電気設備)による自動運転	1	トイレ(VF)	
VF-2	天井換気扇	樹脂製 静音型 100φ×80m ³ /h×50Pa 付属品 吊金物	1	100	13	人感センサー(電気設備)による自動運転	1	トイレ(冬用)	
VF-3	天井換気扇	樹脂製 静音型 100φ×110m ³ /h×55Pa 付属品 吊金物	1	100	14	手動運転	1	機械室	

工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	換気設備 平面図、機器仕様表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-04
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第284051号 長野県長野市稲里町中央3-33-23	

衛生器具表

衛生器具	参考品番		仕様・能力	標準付属品	合	トイ レ (男)	トイ レ (女)	トイ レ (V F)	トイ レ (冬 用)	足 洗 場	備 考
	T社	L社									
洋風大便器	CS400BH ロタンク SH400BN 便座 TCF226	BC-Z30S ロタンク DT-Z350N 便座 CF-21ALJ	床置床排水大便器密結形ロータンク 暖房便座(蓋あり)	標準付属品共	5	2	3				
			横型4連紙巻器(スベア3個)(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製)(参考:KF-67T4L)								
壁掛小便器	UFH500	U-406RU	壁掛低リップ型 押しボタン自動洗浄	標準付属品共	2	2					
洗面器	LS722C	L-555N	手動水栓(単水栓、壁給水)、排水金具(壁排水)、水石嵌入れ	標準付属品共	4	2	2				
化粧鏡			耐食鏡 450×750	標準付属品共	4	2	2				
掃除用流し	SK22A	S-202A	横水栓 20φ、床排水金具	標準付属品共	1	1					
L型手すり	T112CL10	KF-920AE70D12J	樹脂被覆タイプ 700L 前出し120	標準付属品共	5	2	3				
小便器用手すり	T112CU22	KF-701AEJ	樹脂被覆タイプ	標準付属品共	1	1					
洋風大便器	CS232B ロタンク SH232BN 便座 TCF226P	BC-Z30S ロタンク DT-Z350N 便座 CF-21ALJ	床置床排水大便器密結形ロータンク 暖房便座(蓋なし)	標準付属品共	1		1				
			棚付二連紙巻器								
背もたれ	EWC285CS	KFC-271T1U2	ハードタイプ	標準付属品共	1		1				
汚物流し	SKL330TNNPR	S-207NT1NRP	掃除口付 床置き床排水 い'-式自在水栓 平付タンク	標準付属品共	1		1				
			しびん洗浄水栓(逆止弁付ケアクリック) 専用止水栓、ヘッドフック 共								
洗面器	LS721C	L-A951HE	壁付洗面器 手動水栓(台付単水栓、壁給水) 排水金具(壁排水)	標準付属品共	1		1				
壁掛手洗器	LSH90AAPR	AWL-33(P)	台付手動単水栓 壁給水・排水金具	標準付属品共	1		1				
化粧鏡			耐食鏡 350×800	標準付属品共	1		1				
ペーパーシート	YKA25S	AC-OK-21F			1		1				
ペーパーチェア	YKA15S	AC-BK-F62	平壁設置タイプ	標準付属品共	1		1				
はね上げ手すり	T112HK8R	KF-471EH70J	樹脂被覆タイプ	標準付属品共	1		1				
L型手すり	T112CL11	KF-926AE80D25J	樹脂被覆タイプ 800L 前出し230	標準付属品共	1		1				
紙巻き器	YH163L/RS		横型4連紙巻器(スベア3個)(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製、かぎ付き)		1			1			
チャームボックス	YKB104	KF-44			6	2	3	1			※別途工事
横水栓		F6-13	吐水口回転型	標準付属品共	1				1		
横水栓	T28AUNH13	LF-35-13-U	カップリング付	標準付属品共	2	1	1				トイレ(男)洗面器下設置 トイレ(女)SK室内設置

衛生機器仕様表

記号	名称	仕様・能力	数量	参考型番
WTP-1	受水槽一体	受水槽 型式: FRP製、サンドイッチ構造 容量: 薄型 呼称 2,000L (有効 1,700L以上) 耐震仕様: 1G	1	32BKAME0.75
	給水ポンプユニット	配管接続口: 流入管ボルトタップ-20φ、通気管 40φ、オーバー管 75φ		
		付属品: 内外梯子		
		ポンプ 型式: 推定末端圧力一定制御(インバーター方式) 単独交互運転		
		仕様: 32φ×100L/min×16m×0.75kW 3φ200V 50Hz		
		制御盤: 漏電ブレーカー付、警報(受水槽満水、減水、濁水)、外部出力(一括警報)、ノイズフィルター付き		
		付属品: 凍結防止ヒーター、他標準付属品一式		
CL-1	塩素滅菌装置	型式: パルス受信方式	1	PTS-30CLPW -30-ATCF-HWJ
		注入ポンプ: 30mL/min×1.0MPa (最高吐出圧力)×15W 1φ100V 50Hz		
		薬液タンク: PE製 30L		
		付属品: パルス発信式流量計 40φ (6m³/h、パルス単位 50L/P) ブレードホース 3m		

工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	衛生器具表、機器仕様表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	――
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-05
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	窪田 石英	
	所在地	1級建築士 第284051号 長野県長野市稲里町中央3-33-23	



排水樹リスト 樹リストの数値は参考とする。現況GLは建築工事着手前の値であり、着手前に測量を行う必要がある。

N.O.	樹の名称	樹口径	主管口径	枝管口径	現況GL	FLからの管底深さ	樹深さ	蓋	勾配
1	塩ビ製小口径トラップ起点樹	150	100	75	1444.659	1355	1333	塩ビ製	2.0%
2	塩ビ製小口径90°合流樹	150	100	100	1444.639	1367	1325	塩ビ製	
3	塩ビ製小口径90°合流樹	150	100	100	1444.481	1453	1253	塩ビ製	
4	塩ビ製小口径トラップ合流樹	150	100	75	1444.457	1465	1241	塩ビ製	
5	塩ビ製小口径90°合流樹	150	100	100	1444.355	1502	1176	塩ビ製	
6	塩ビ製小口径トラップ合流樹	150	100	75	1444.331	1511	1161	塩ビ製	
7	塩ビ製小口径90°曲点樹	150	100		1443.954	1641	914	塩ビ製	
	浄化槽導入管		100		1443.954	1641	950	塩ビ製	

工事名称	中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	衛生設備 屋外配管図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/150 A3:1/300
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-06
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	株式会社 KRC
	資格者氏名	登録番号	窪田 石英
	所在地	1級建築士 第284051号	長野県長野市稲里町中央3-33-23

X=12365.6899
Y=-78701.1354

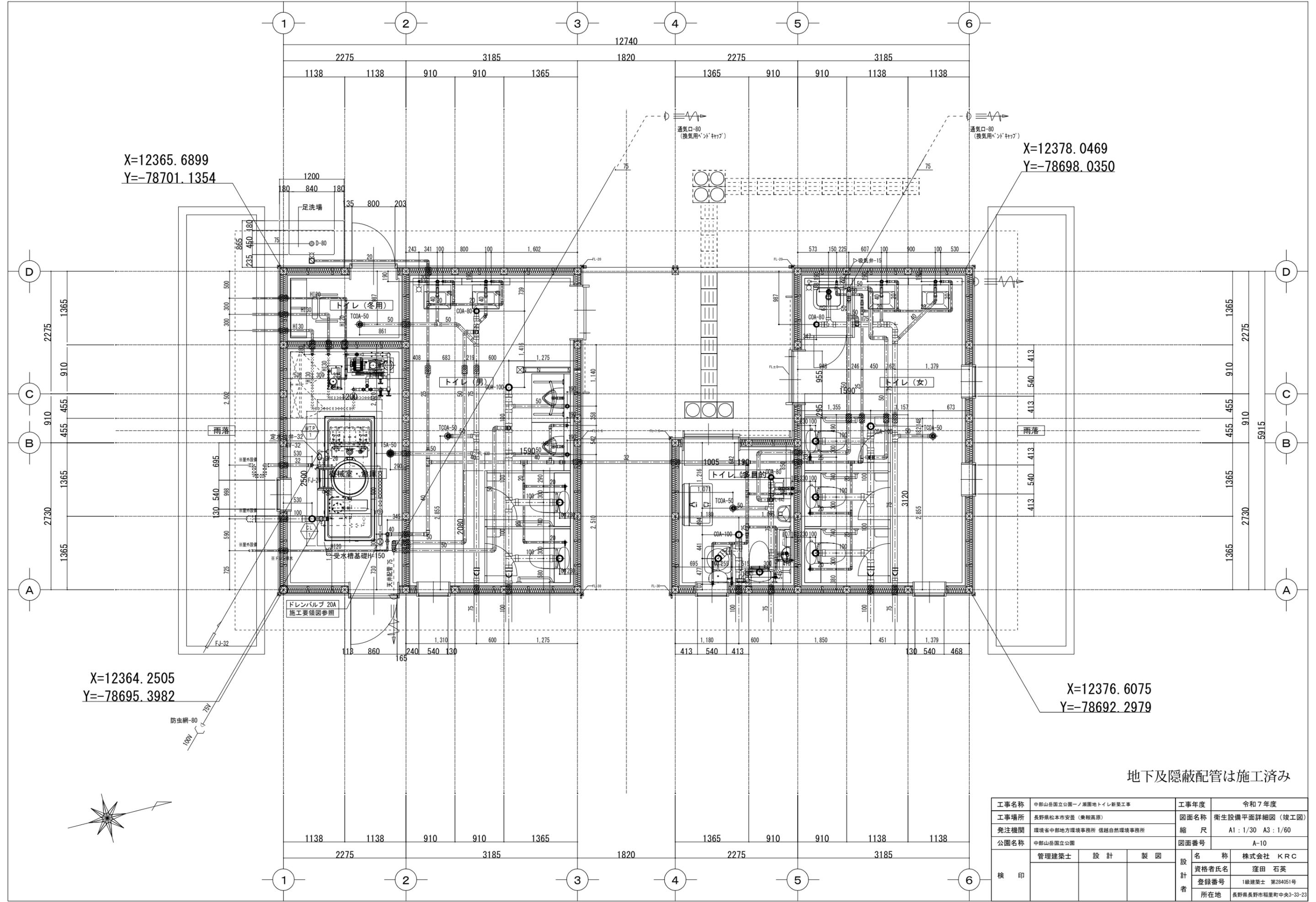
X=12378.0469
Y=-78698.0350

X=12364.2505
Y=-78695.3982

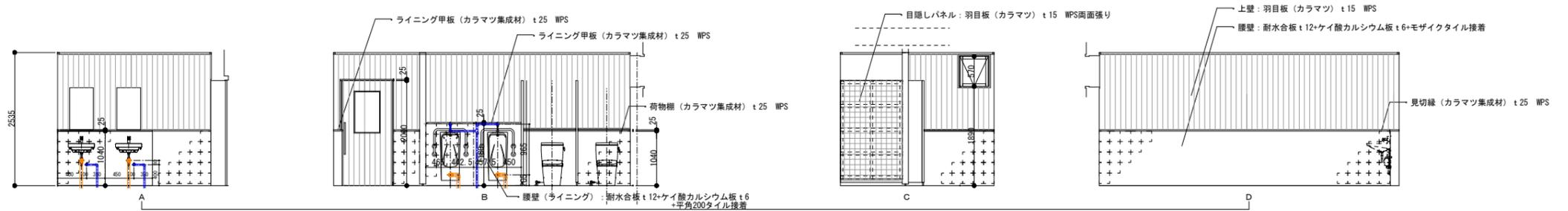
X=12376.6075
Y=-78692.2979

地下及隠蔽配管は施工済み

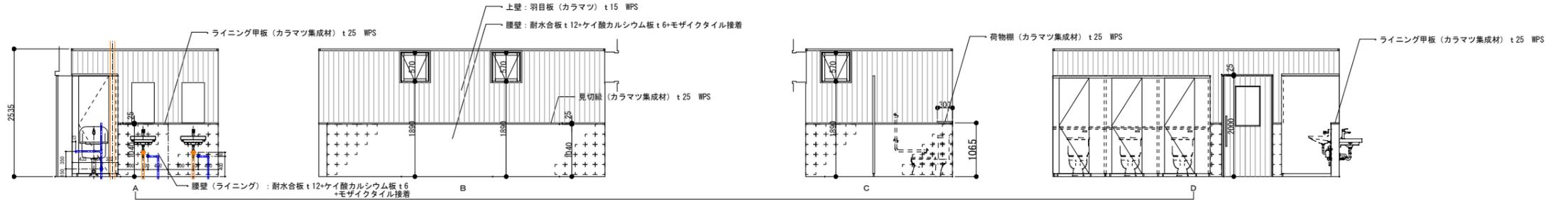
工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(奥軽高原)	図面名称	衛生設備平面詳細図(竣工図)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/30 A3:1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	A-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
所在地	長野県長野市稲屋町中央3-33-23		



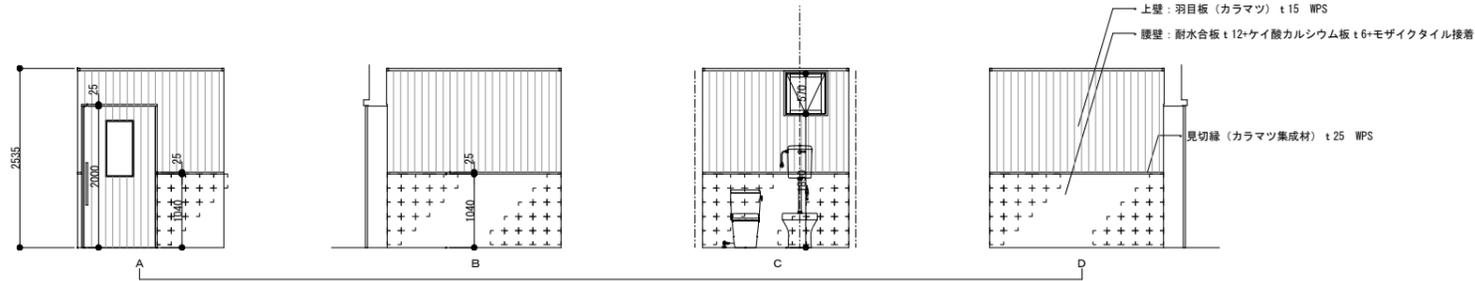
室名	トイレ (男)
床	防水モルタル t 50 金線仕上・おだれ石タイル900 x 600 x 6
巾木	
壁	上壁：羽目板 (カラマツ) t 15 WPS 腰壁：耐水合板 t 12+ケイ酸カルシウム板 t 6+平角200タイル接着 腰壁 (ライニング)：耐水合板 t 12+ケイ酸カルシウム板 t 6 +平角200タイル接着
天井	ロックウール吸音板 t 12+石膏ボード t 9.0捨て貼り
廻縁	木製WPS 30 x 35
備考	天井点検口 (600 x 600 枠アルミ)・杖ホルダー・荷物用棚



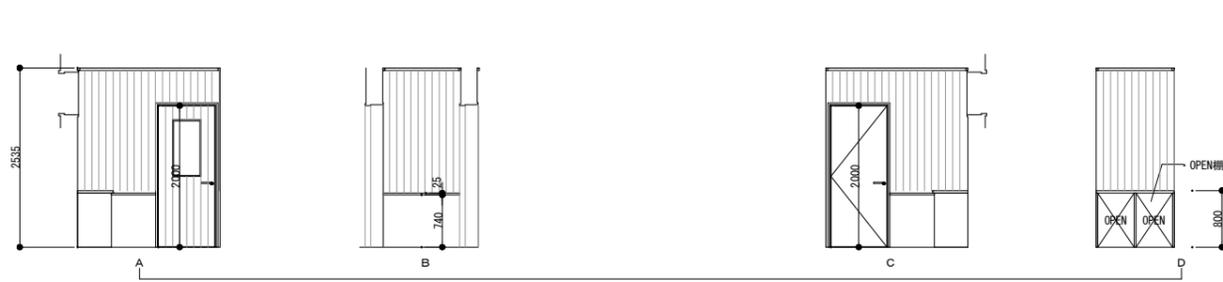
室名	トイレ (女)
床	防水モルタル t 50 金線仕上
巾木	
壁	上壁：羽目板 (カラマツ) t 15 WPS 腰壁：耐水合板 t 12+ケイ酸カルシウム板 t 6+平角200タイル接着 腰壁 (ライニング)：耐水合板 t 12+ケイ酸カルシウム板 t 6 +平角200タイル接着
天井	ロックウール吸音板 t 12+石膏ボード t 9.0捨て貼り
廻縁	木製WPS 30 x 35
備考	天井点検口 (600 x 600 枠アルミ)・荷物用棚



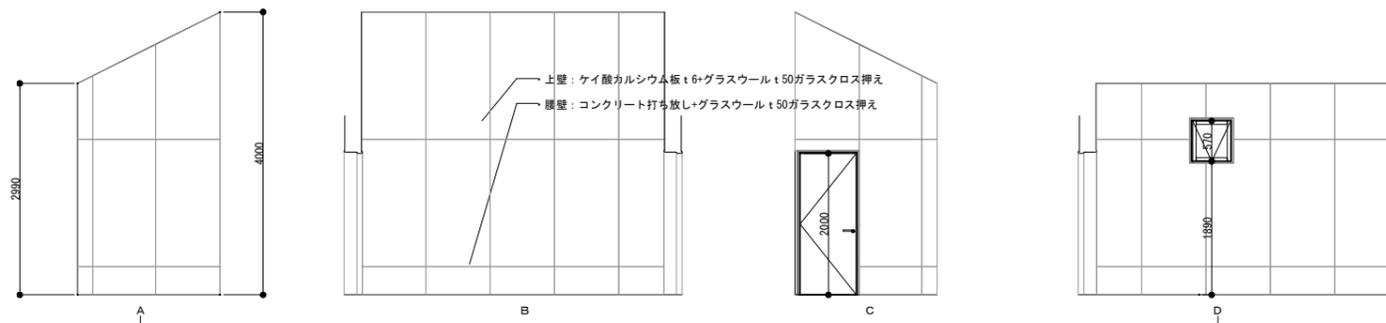
室名	トイレ (多目的)
床	防水モルタル t 50 金線仕上
巾木	
壁	上壁：羽目板 (カラマツ) t 15 WPS 腰壁：耐水合板 t 12+ケイ酸カルシウム板 t 6+平角200タイル接着
天井	ロックウール吸音板 t 12+石膏ボード t 9.0捨て貼り
廻縁	木製WPS 30 x 35
備考	天井点検口 (600 x 600 枠アルミ)



室名	トイレ (冬用)
床	コンクリート金線仕上
巾木	
壁	上壁：羽目板 (カラマツ) t 15 WPS 腰壁：耐水合板 t 12+ケイ酸カルシウム板 t 6
天井	化粧石膏ボード t 9.0
廻縁	木製WPS 30 x 35
備考	天井点検口 (600 x 600 枠アルミ)・OPEN棚



室名	機械室
床	コンクリート金線仕上
巾木	
壁	上壁：ケイ酸カルシウム板 t 6+グラスウール t 50ガラスクロス押え (グラスウール：4.0kg/m ³) 腰壁：コンクリート打ち放し+グラスウール t 50ガラスクロス押え (グラスウール：4.0kg/m ³)
天井	ボード t 9 +グラスウール t 50ガラスクロス押え
廻縁	
備考	



配管は施工済み

工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇 (乗鞍高原)	図面名称	ライニング内配管図 (竣工図)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/50 A3:1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	A-13
検印	管理建築士	設計	製図
			名称
			資格者氏名
			登録番号
			所在地

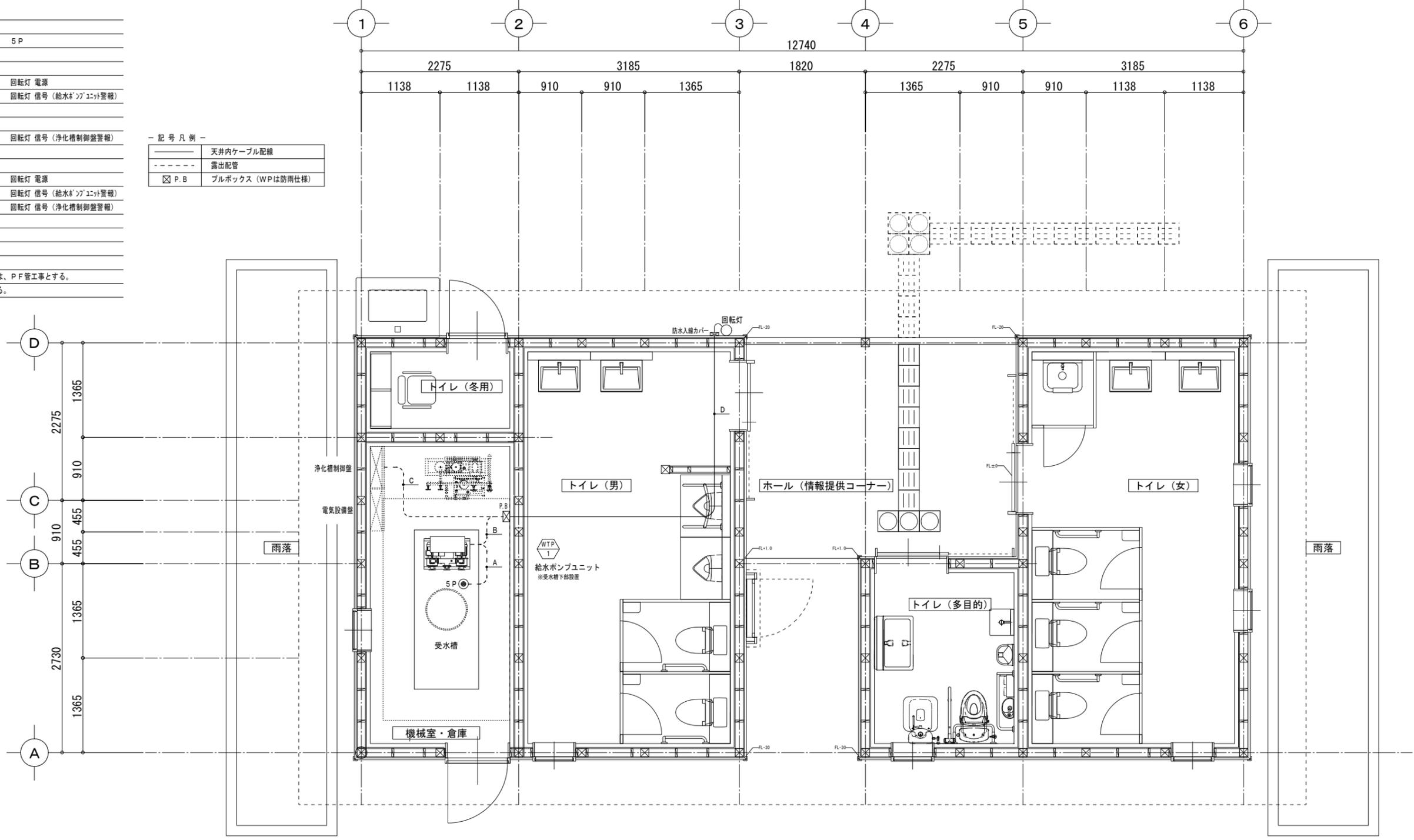
-A-				
EM-CEE1.25 [□]	x 5C	(E25)	5P	
-B-				
EM-CE2 [□]	x 3C	(E31)	回転灯 電源	
EM-CEE1.25 [□]	x 2C		回転灯 信号 (給水ポンプユニット警報)	
-C-				
EM-CEE1.25 [□]	x 2C	(E19)	回転灯 信号 (浄化槽制御盤警報)	
-D-				
EM-CE2 [□]	x 3C	(コログシ)	回転灯 電源	
EM-CEE1.25 [□]	x 2C	(コログシ)	回転灯 信号 (給水ポンプユニット警報)	
EM-CEE1.25 [□]	x 2C	(コログシ)	回転灯 信号 (浄化槽制御盤警報)	

《施工特記仕様》

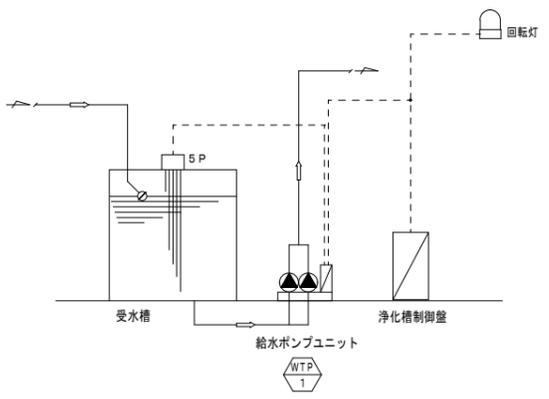
- ・天井内隠蔽部は、ケーブルコログシ工事とし、壁内隠蔽部は、PF管工事とする。
- ・回転灯電源は、給水ポンプユニット電源から取り出しとする。

記号凡例

—	天井内ケーブル配線
- - -	露出配管
☒ P.B	プルボックス (WPは防雨仕様)



・受水槽廻り制御

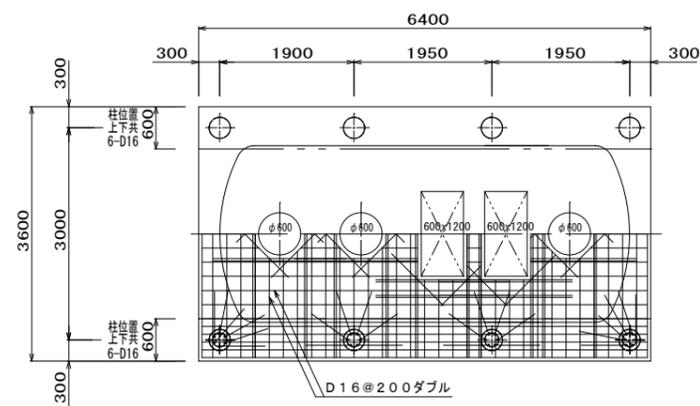


- <制御項目>
1. 水位監視 (ポンプユニット本体機能)
受水槽水位により、給水ポンプユニットの空転防止及び満減水表示を行なう。
 2. 警報表示
下記 異常警報時、外壁設置の回転灯を点灯させる。
・給水ポンプユニット警報 (受水槽水位異常含む)
・浄化槽異常

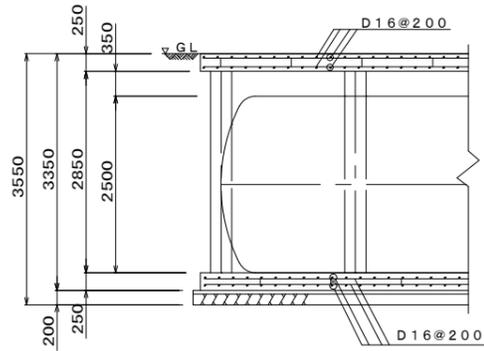
自動制御機器表

記号	名称	参考形番	備考
5P	電極 (5P用)		
	回転灯		※屋外用 壁面取付ブラケット共

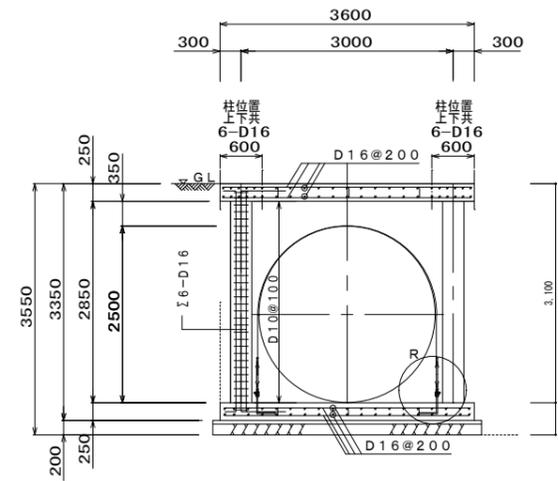
工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇 (乗鞍高原)	図面名称	自動制御設備 計装図・平面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/30 A3: 1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



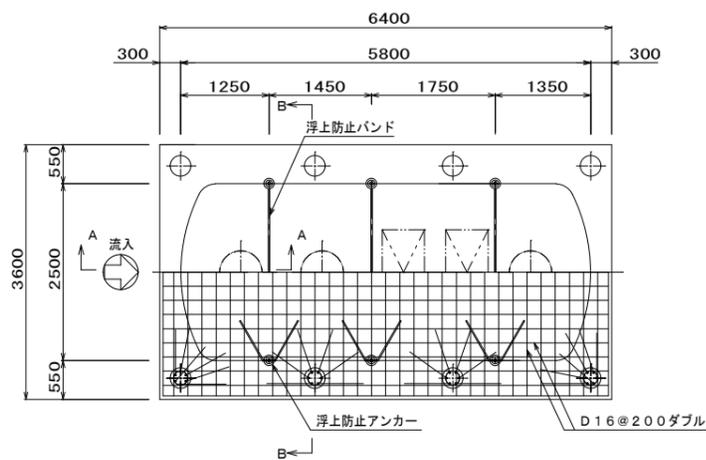
上版伏図 S=1/50



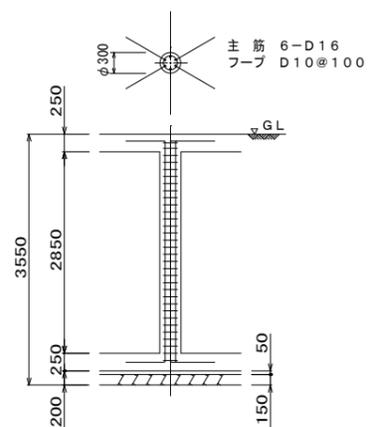
A-A断面配筋図 S=1/50



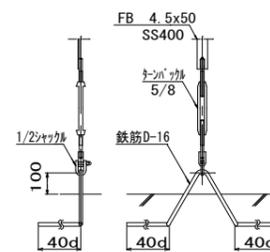
B-B断面配筋図 S=1/50



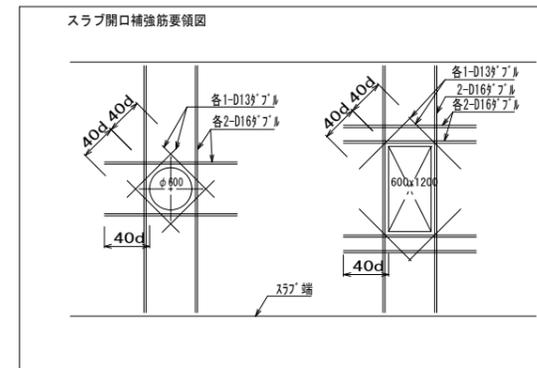
底盤伏図 S=1/50



柱断面図 S=1/50



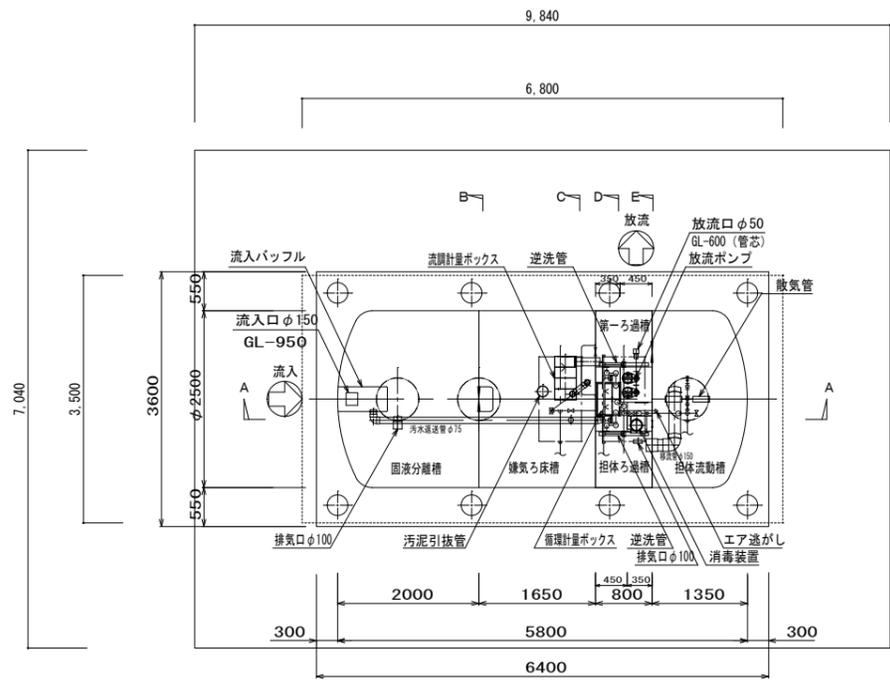
※ アンカーは土木工事に含む



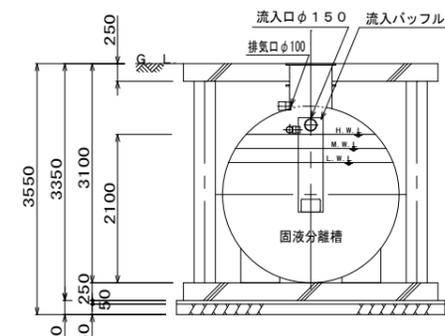
仕様材料等

普通コンクリート	F=21 N/mm ²
捨てコンクリート	F=18 N/mm ²
鉄筋	SD 295A (D16以下)
定着・継手	40d
地耐力	70kN/m ² 以上
荷重条件	T-20仕様

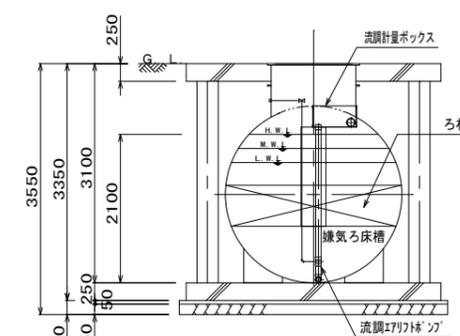
工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	浄化槽設備 躯体図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/50 A3:1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-09
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市福里町中央3-33-23	



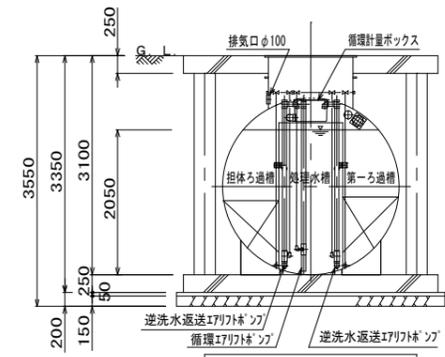
平面図 S=1/50



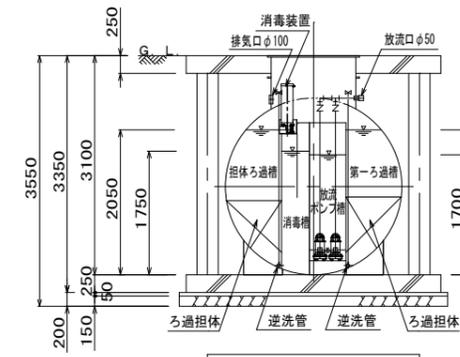
B-B断面図 S=1/50



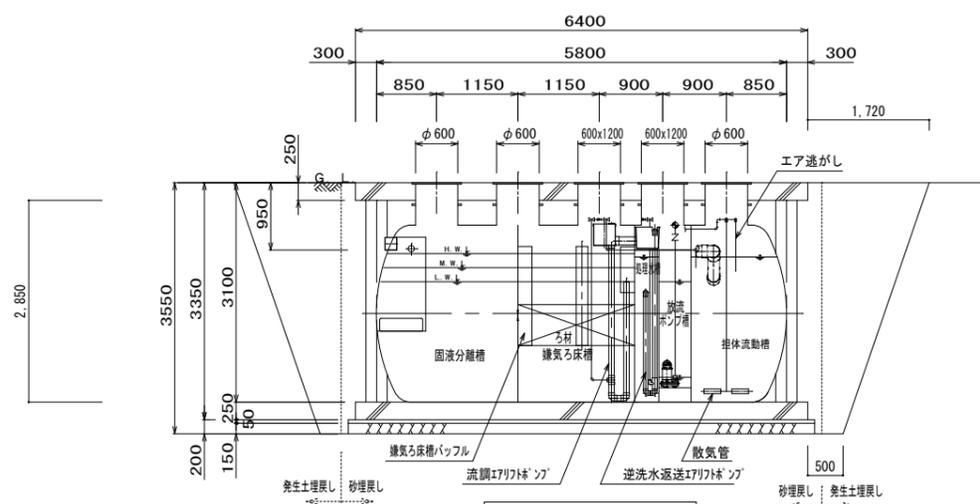
C-C断面図 S=1/50



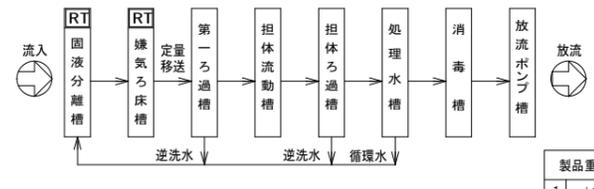
D-D断面図 S=1/50



E-E断面図 S=1/50



A-A断面図 S=1/50



フローシート

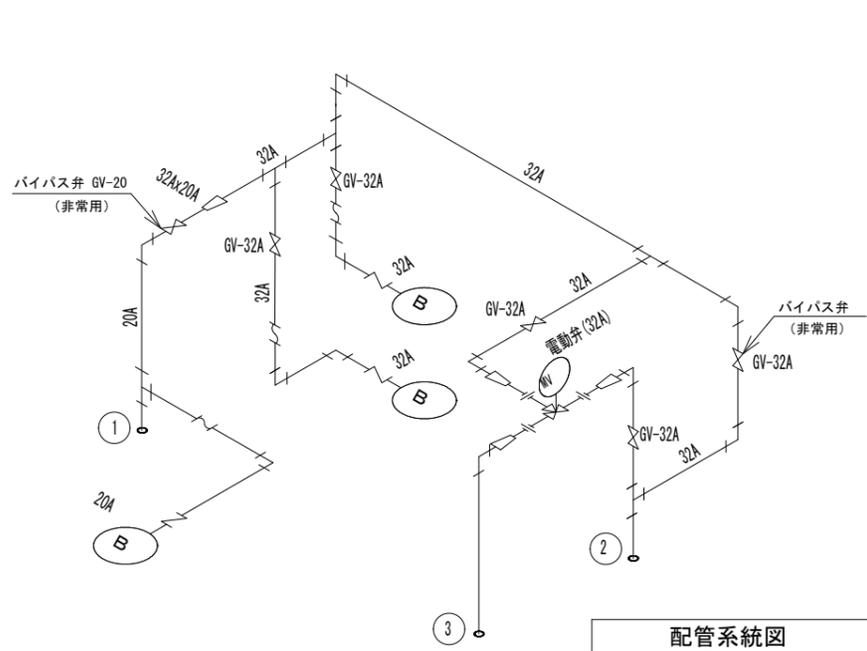
製品重量(蓋・枠含む)目安	
1	φ2500x5800L 2400kg
点検口蓋仕様(5000K) 錆物	
H1	φ600 3
H3	600x1200 2

機器リスト	
機器名	仕様 (50Hz/200V/100V)
ばっ気ブロワ	0.65m ³ /min x 0.02MPa x 32A x 0.75kW x 2台 (100V)
流調エアリフトブロワ	0.12m ³ /min x 0.02MPa x 20A x 0.15kW x 1台 (100V)
放流ポンプ	0.08m ³ /min x 5.0m x φ40 x 0.15kW x 2台 (200V)

※本槽補強リングは、FRP製とする。
 ※チェッカープレート枠は、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
 ※マンホール・チェッカープレートは、ボルトロック式、防臭パッキン付きとする。
 ※カサ上げ300mm付

クボタ浄化槽仕様書	
型式	KTZ-1A
処理対象人員	128人
日平均汚水量	19.2 m ³ /日
流入BOD量	4.992 kg/日
流入水質 BOD	260 mg/L
処理水質 BOD	20 mg/L以下
処理方式	担体流動ろ過循環方式
型式認定番号	6-22-H-002
型式適合認定番号	型01CaFOa1014703
有	流量調整部 2.946 m ³
容	固液分離槽 6.558 m ³
効	嫌気ろ床槽 5.865 m ³
量	第一ろ過槽 1.000 m ³
	担体流動槽 5.136 m ³
	担体ろ過槽 1.000 m ³
	処理水槽 0.712 m ³
	消毒槽 0.238 m ³
	放流ポンプ槽 0.303 m ³
	総容量 23.758 m ³

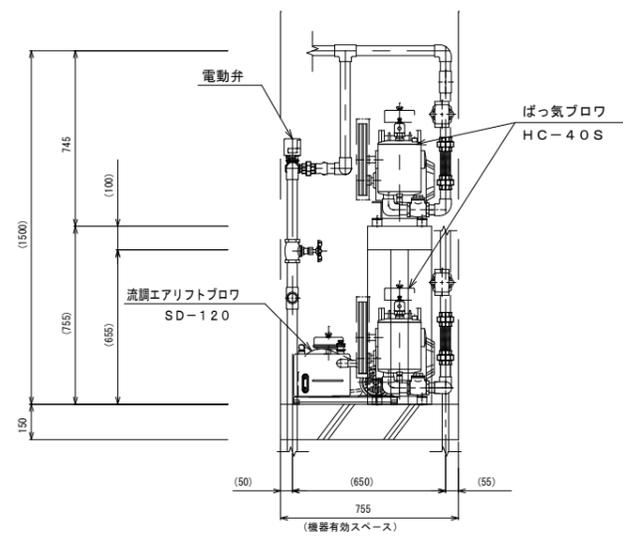
工事名称	中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	浄化槽設備 構造図・フローシート
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/50 A3:1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



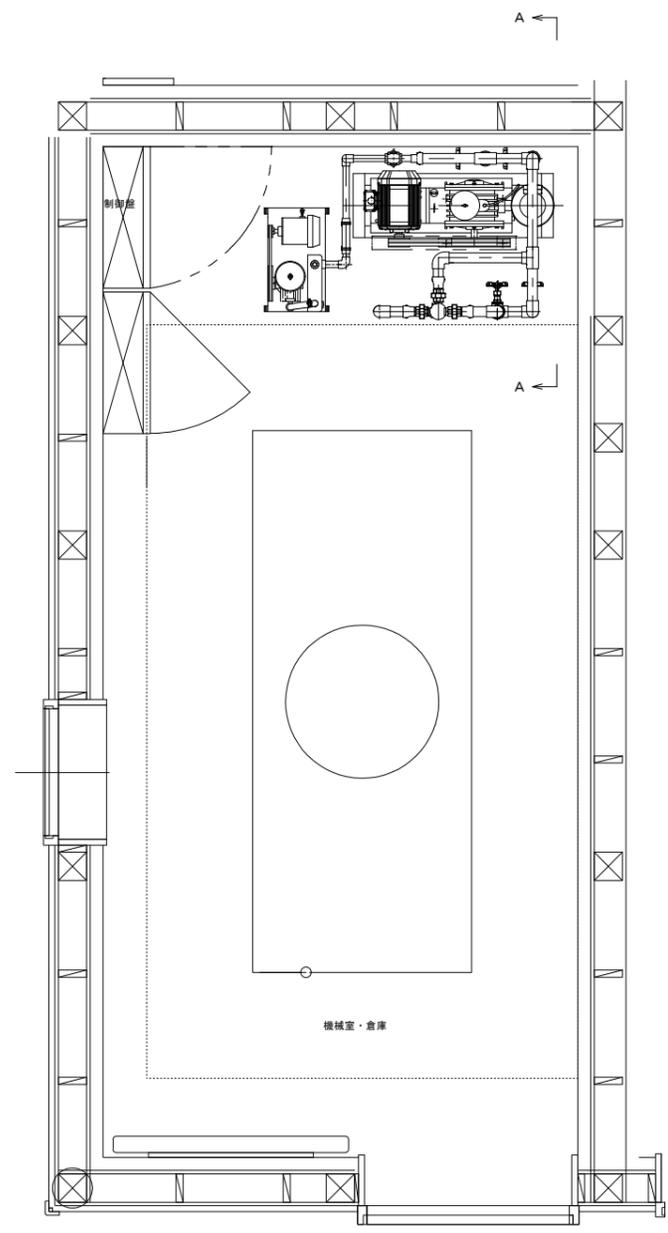
機械室内吐出口径リスト		
記号	配管名称	口径
①	流調エアリフト用	20A
②	ばっ気用	32A
③	逆洗用	32A

配管系統図

注) 組込機器により、配管ルートが変更される場合があります。



A-A断面図 S=1/15

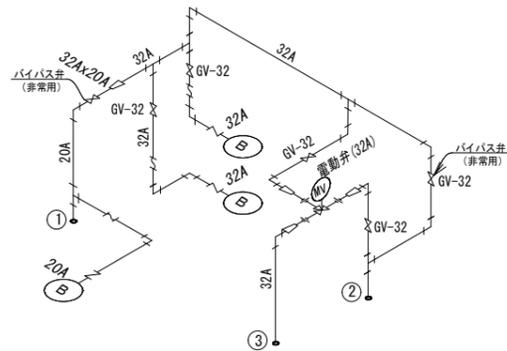


※機器配置は参考図とする。

機械室平面図 S=1/15

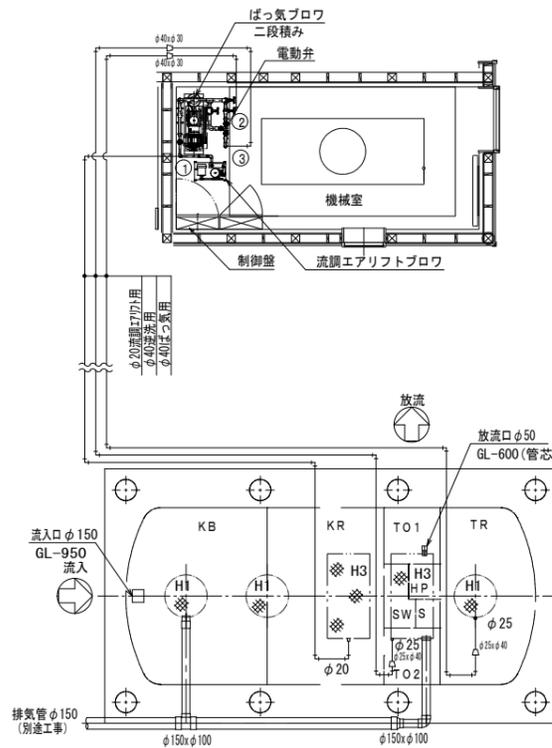
工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	浄化槽設備 機器配置図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/15 A3: 1/30
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲穂町中央3-33-23	

記号	配管名称	口径
①	流調エアリフト用	20A
②	ばっ気用	32A
③	逆洗用	32A

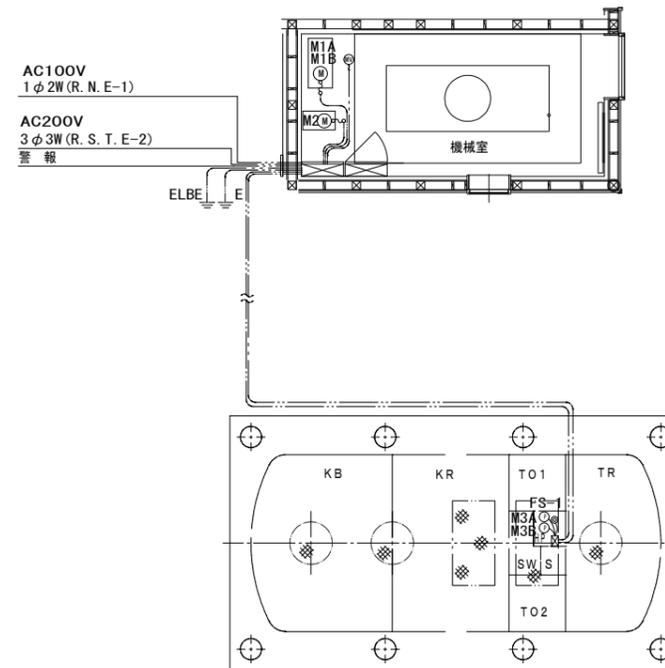


配管系統図

注) 組込機器により、配管ルートが変更される場合があります。



槽外配管工事図 S=1/50



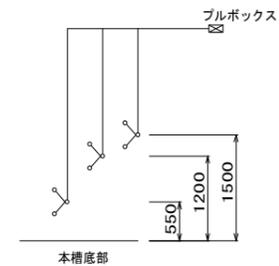
電気工事図 S=1/50

記号	槽名称
KB	固液分離槽
KR	嫌気ろ床槽
TO1	第一ろ過槽
TR	担体流動槽
TO2	担体ろ過槽
SW	処理水槽
S	消毒槽
HP	放流ポンプ槽

記号	口径	数量
H1	φ600	3
H3	600x1200	2

配管名称	仕様
汚水配管	VU又はVP管
エア配管 (露出部)	SGP管
エア配管 (埋設部)	HIVP管
排気管	VU管

※ポンプ圧送の場合、汚水配管はVP管とする。

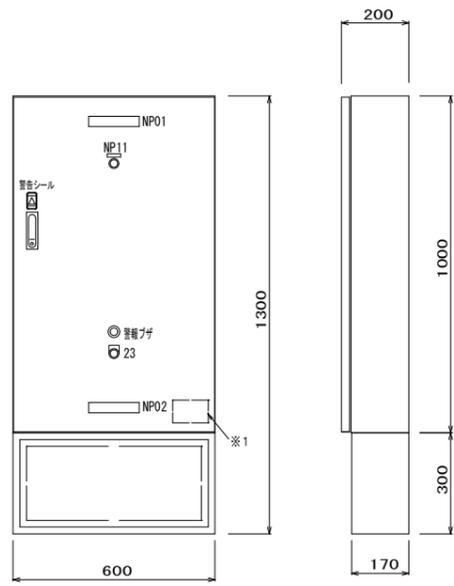


(FS-1)
放流ポンプ槽フロート図

記号	機器名称	出力	台数	電線	電線管径	プルボックス	☑
M1A	ばっ気ブロー A	0.75kW	1	CV3.5 ² -3 ²	30x1		
M1B	ばっ気ブロー B	0.75kW	1	CV3.5 ² -3 ²	30x1		
M2	流調エアリフトブロー	0.15kW	1	CV2 ² -3 ²	30x1		
M3A	放流ポンプ A	0.15kW	1	CV2 ² -4 ²	30x1	150x150x100 (PVC)	
M3B	放流ポンプ B	0.15kW	1	CV2 ² -4 ²	30x1		
MV	電動弁		1	CVV1.25 ² -4 ²	30x1		
FS-1	フロートスイッチ		3	CVV1.25 ² -4 ²	30x1		

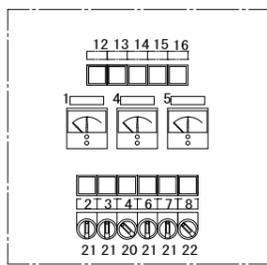
※プルボックスは電気工事に含む。
 ※制御盤内へのガス (塩素ガス等) の流入を防止するため
 プルボックス及び盤内への配線入口側をコーキング処理すること。
 ※接地 (D種) は、確実に取ること。
 ※プルボックスは排気口及び水中ポンプ引上げ時等、干渉しない位置に設置する。

工事名称	中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇 (乗鞍高原)	図面名称	浄化槽設備 配管・配線図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-12
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	株式会社 KRC	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



正面図 ※1: 指定のケーブル施工
注意ラベル (扉裏側)

機器配置図 (表示・操作部)



銘板表

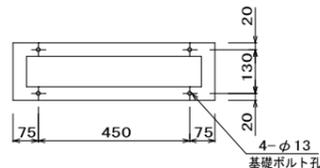
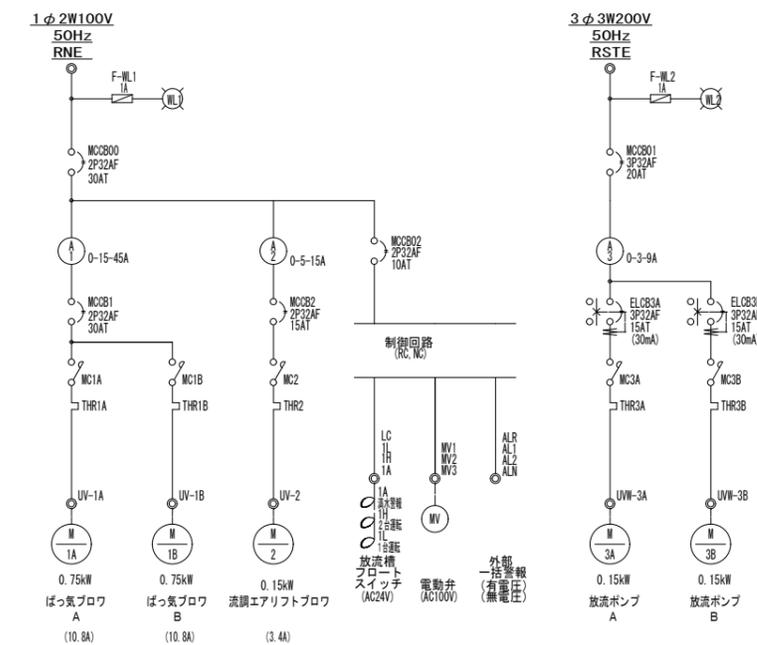
記号	記入文字
NP01	汚水処理装置制御盤
O2	社名板
NP 1	ばっ気ブロワ
2	ばっ気ブロワ A
3	ばっ気ブロワ B
4	流調エアリフトブロワ
5	放流ポンプ
6	放流ポンプ A
7	放流ポンプ B
8	電動弁
NP11	異常
12	電源 100V
13	電源 200V
14	漏電
15	過負荷
16	放流槽 満水
NP20	切—入
NP21	手動—切—自動
NP22	手動逆洗—自動
NP23	警報停止

制御盤仕様表

形式	屋内・屋外用	自立型
鋼板仕様	板厚	材質
ボックス	1.6mm	SPC
ドア	1.6mm	SPC
架台	2.3mm	SPC
塗装仕様	色彩 (マンセル種)	つや
盤表面	5Y7/1	半つや
盤内面	5Y7/1	半つや
架台	5Y7/1	半つや

タイムスイッチ設定	初期設定 (工場出荷時)
TV11	3回/日 開 AM2:00~10分間
	AM3:00~10分間
	AM4:00~10分間
	AM5:00~10分間
動作	出力1オン 電動弁逆洗開
	出力2オン エアリフトブロワ停止
TM1	ばっ気 A AM0:00~12:00
	ばっ気 B PM0:00~12:00

単線接続図



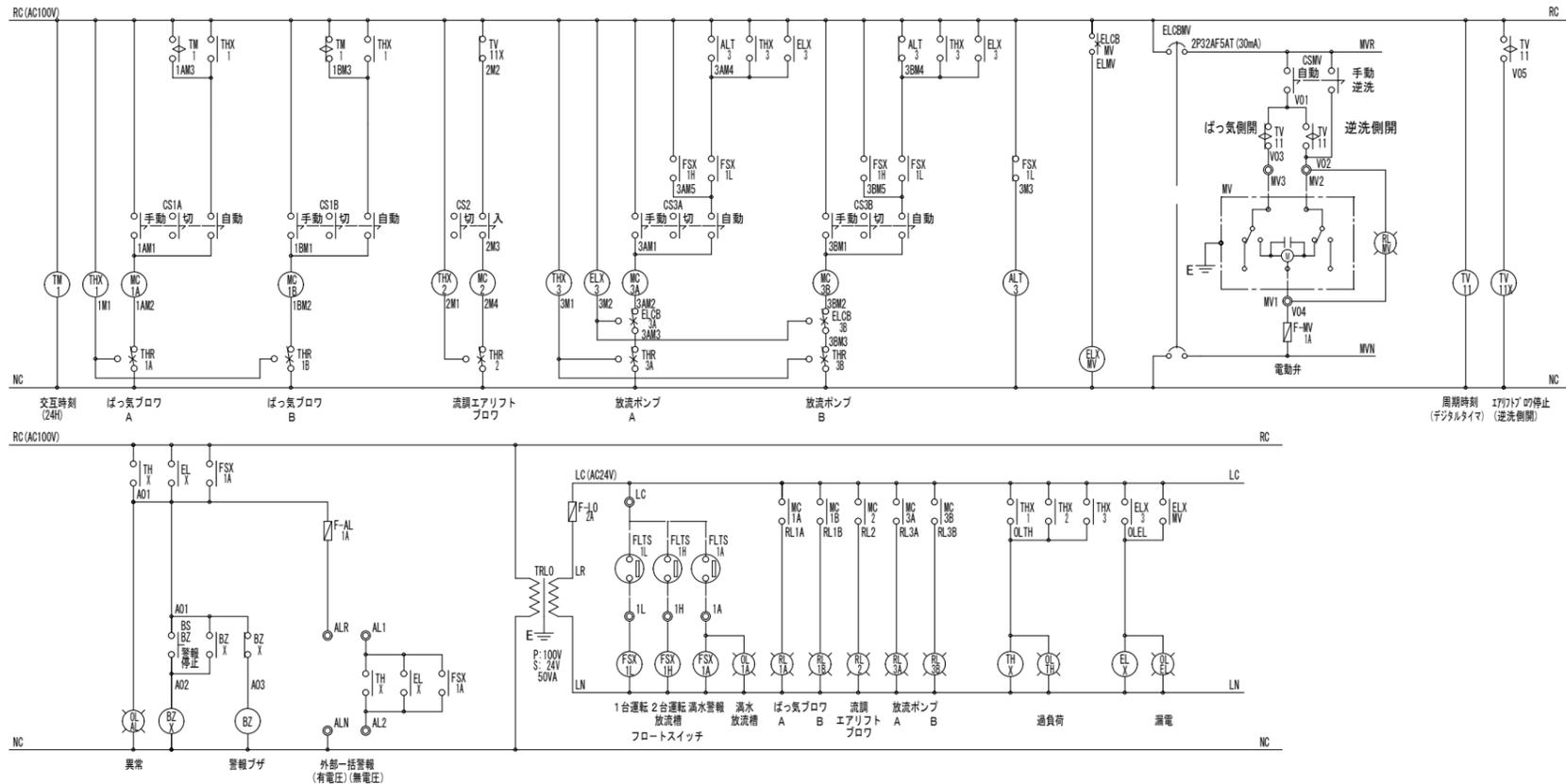
底面図

外部接続端子表

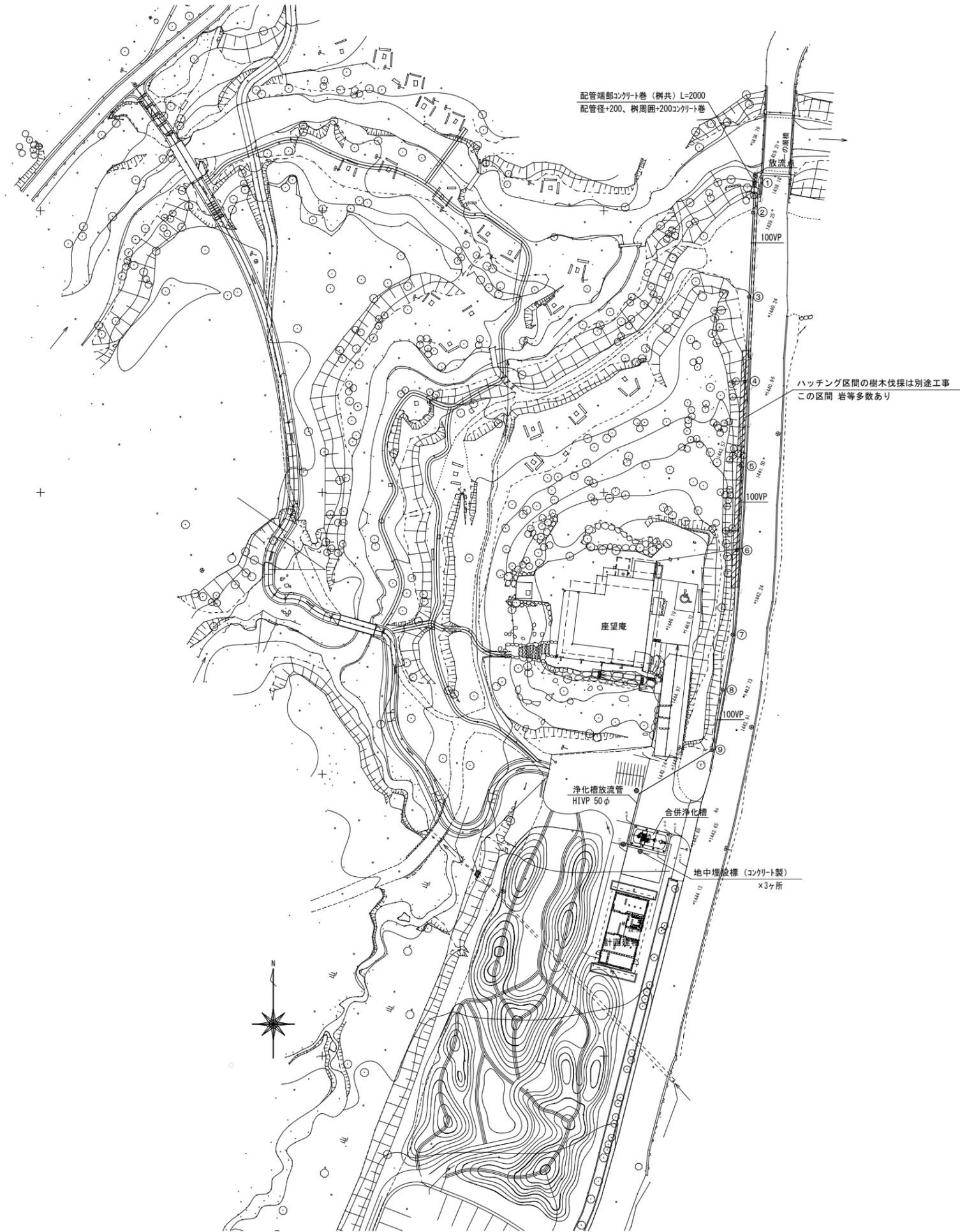
R	N	E	R	S	E	ELBE	UIA	VIA	E	UIB	VIB	U2	V2	E	USA	V3A	W3A	ELBE	USB	V3B	W3B	LC	TL	TH	IA	IA	MV1	MV2	MV3	E	ALR	ALN	AL1	AL2		
入力電源 (AC100V)			入力電源 (AC200V)			ELCB 用 T-7	ばっ気ブロワ A		ばっ気ブロワ B		流調エアリフトブロワ		放流ポンプ A		放流ポンプ B		放流槽フロートスイッチ (AC24V)		電動弁 (AC100V)		外部一括警報 (有電圧)		外部一括警報 (無電圧)		予備											

※筐体アースは接地線Eに接続する。
※接地線EとELBEは制御盤内で共用しない事。

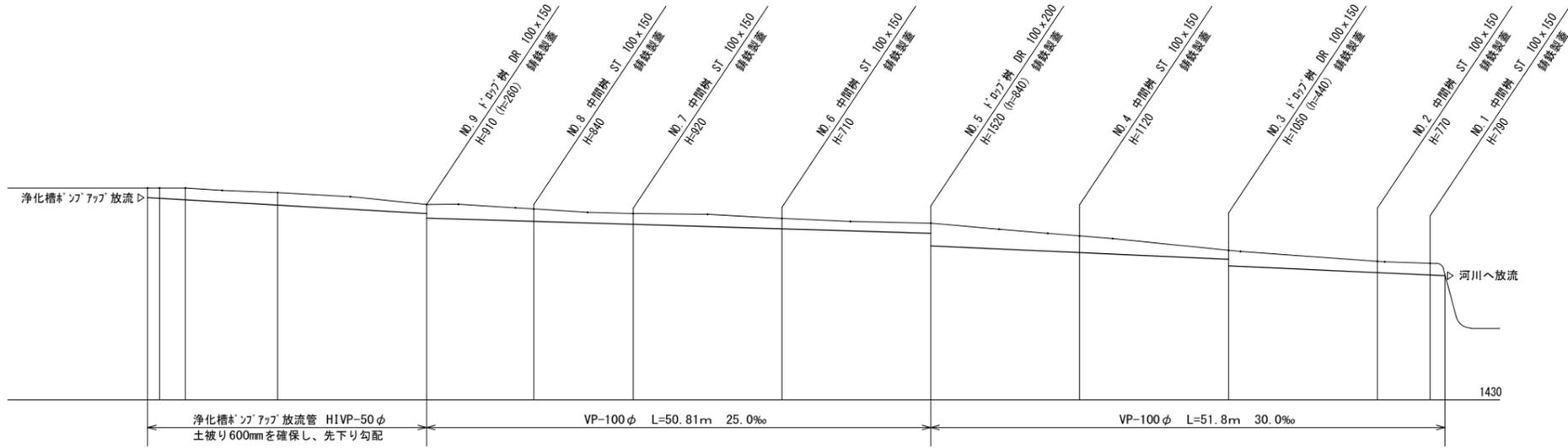
展開接続図



工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇 (乗鞍高原)	図面名称	浄化槽設備 制御盤図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	1/NON
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



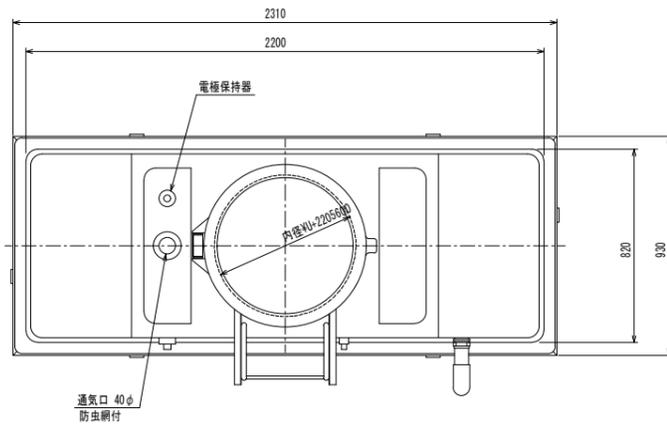
工事名称	中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	浄化槽放流管 平面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/400 A3:1/800
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-14
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



樹木 ポイント 番号	追加距離	単距離	管底高	土被り	計画地盤高	樹木 ポイント 番号
浄化槽 出口	0.00		1443.55	600	1444.20	
曲点	1.20	1.20	1443.51	640	1444.20	
曲点	3.80	2.60	1443.41	730	1444.20	
曲点	13.10	9.30	1443.06	810	1443.90	
NO.9	28.10	15.00	1442.44 1442.18	600 600	1443.09	
NO.8	38.91	10.81	1441.96	730	1442.80	
NO.7	48.91	10.00	1441.76	810	1442.68	
NO.6	63.91	15.00	1441.46	600	1442.17	
NO.5	78.91	15.00	1441.16 1440.32	570 1,410	1441.84	
NO.4	93.91	15.00	1439.87	1,010	1440.99	
NO.3	108.91	15.00	1439.41 1438.97	500 840	1440.02	
NO.2	123.91	15.00	1438.52	660	1439.29	
NO.1	129.21	5.30	1438.36	680	1439.15	
放流	130.71	1.50	1438.32	0	1438.32	

浄化槽放流管縦断面図 H=1/200
L=1/300

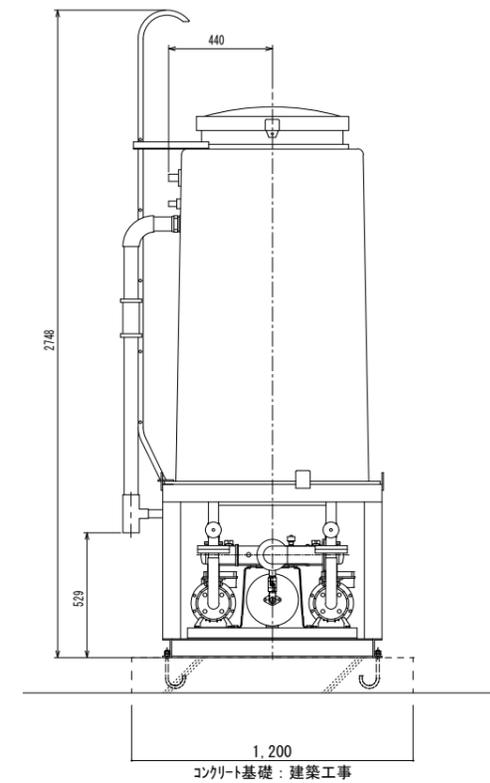
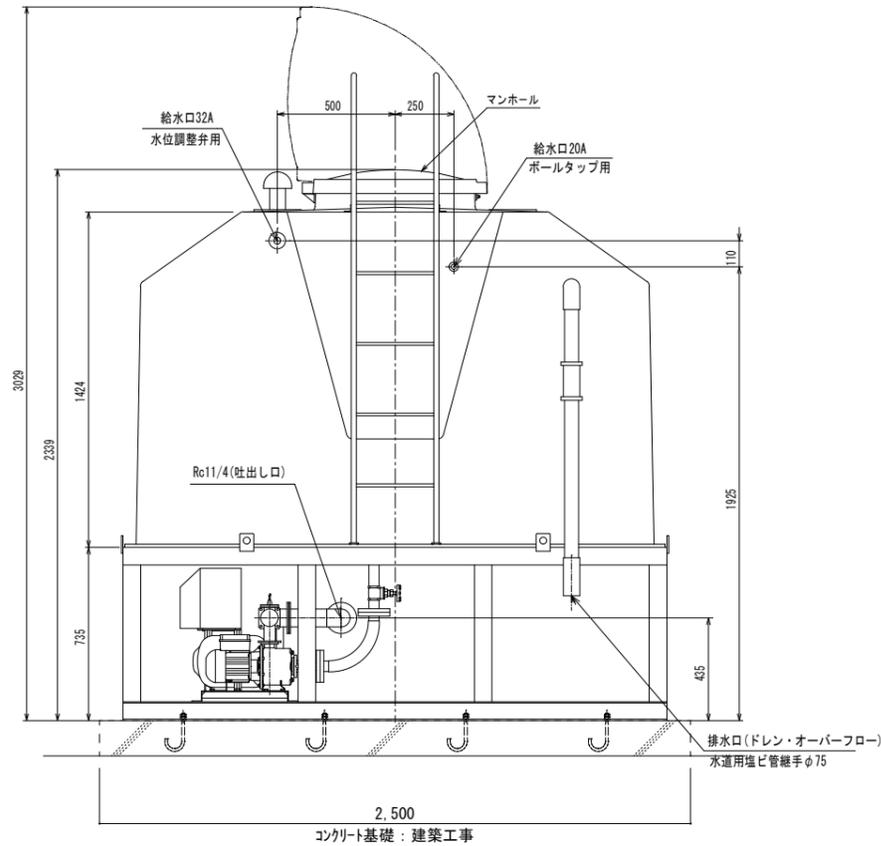
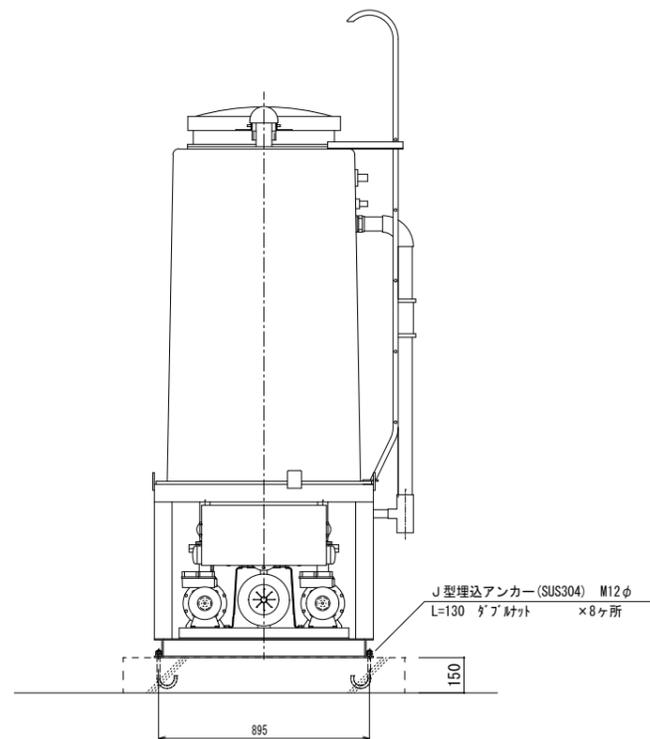
工事名称	中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	浄化槽放流管 縦断面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/200, 300 A3: 1/400, 600
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	



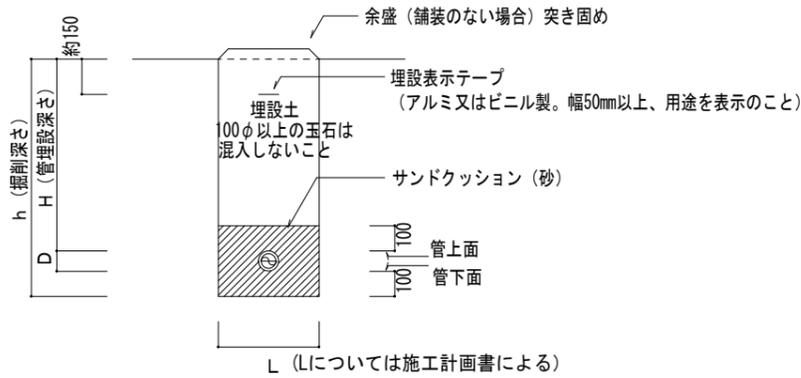
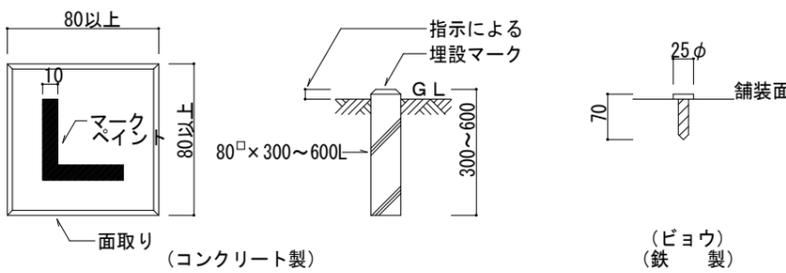
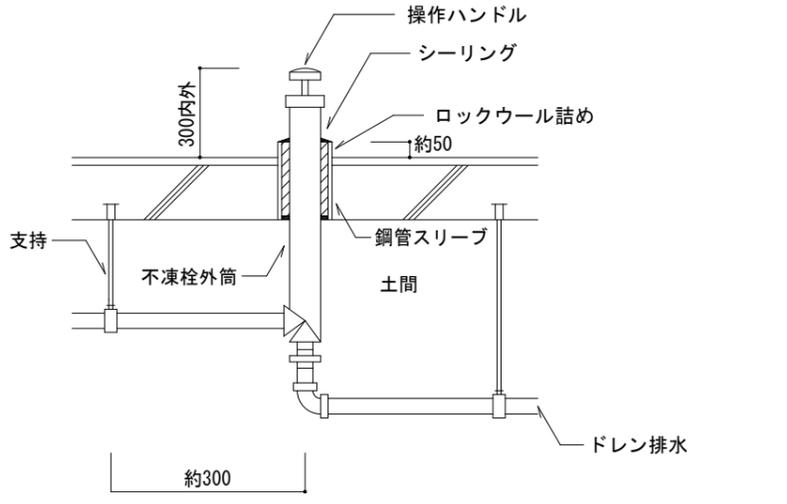
- 受水槽仕様
- ・サンドイッチ構造
 - ・呼称容量：2000L 有効容量：1700L以上
 - ・耐震 1G

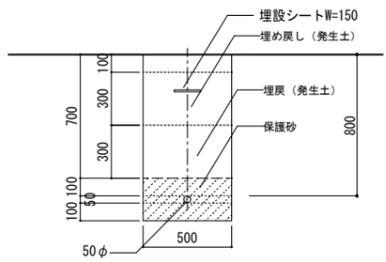
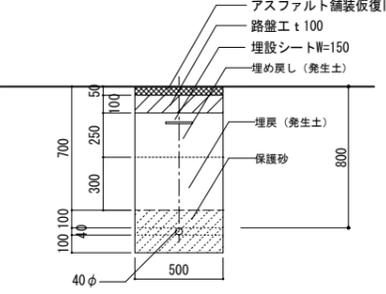
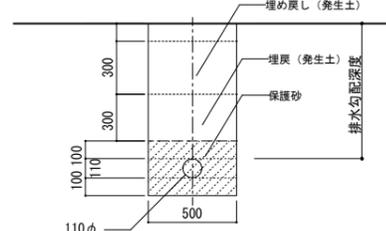
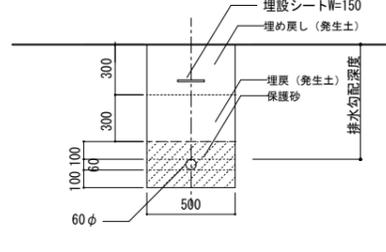
- ポンプ仕様
- ・推定末端圧力一定制御（インバーター方式）
 - ・単独交互運転型
 - ・高効率設計電動機搭載
 - ・その他は機器仕様表（M-05）による

※受水槽及びポンプは分解・搬入とする。



工事名称	中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇（乗鞍高原）	図面名称	衛生設備 受水槽参考図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1：1/15 A3：1/30
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-16
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
		所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23

埋設管施工要領（基本事項）	屋外土中埋設管標柱施工要領	ドレンバルブ施工要領
 <p>1. 給水管と排水管が平行する場合、水平実間隔を500mm以上とする。 （給水管を上方とする）</p> <p>2. 給水管と排水管が交差する場合も、同様とする。</p> <p>3. 排水管については、埋設表示テープは不要とする。</p> <p>詳細は下記断面図を参照すること</p>		

埋設配管 給水管掘削断面図①	埋設配管 給水管掘削断面図②	埋設配管 排水管掘削断面図	埋設配管 浄化槽放流ホップアップ管掘削断面図
			

工事名称	中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇（乗鞍高原）	図面名称	施工要領図・掘削断面図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	1/NON
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	M-17
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	株式会社 KRC	
	資格者氏名	窪田 石英	
	登録番号	1級建築士 第284051号	
	所在地	長野県長野市稲里町中央3-33-23	

X=12365.6899
Y=-78701.1354

床仕上げ 長尺ビニルシートt2.5

X=12378.0469
Y=-78698.0350

床仕上げ 長尺ビニルシートt2.5

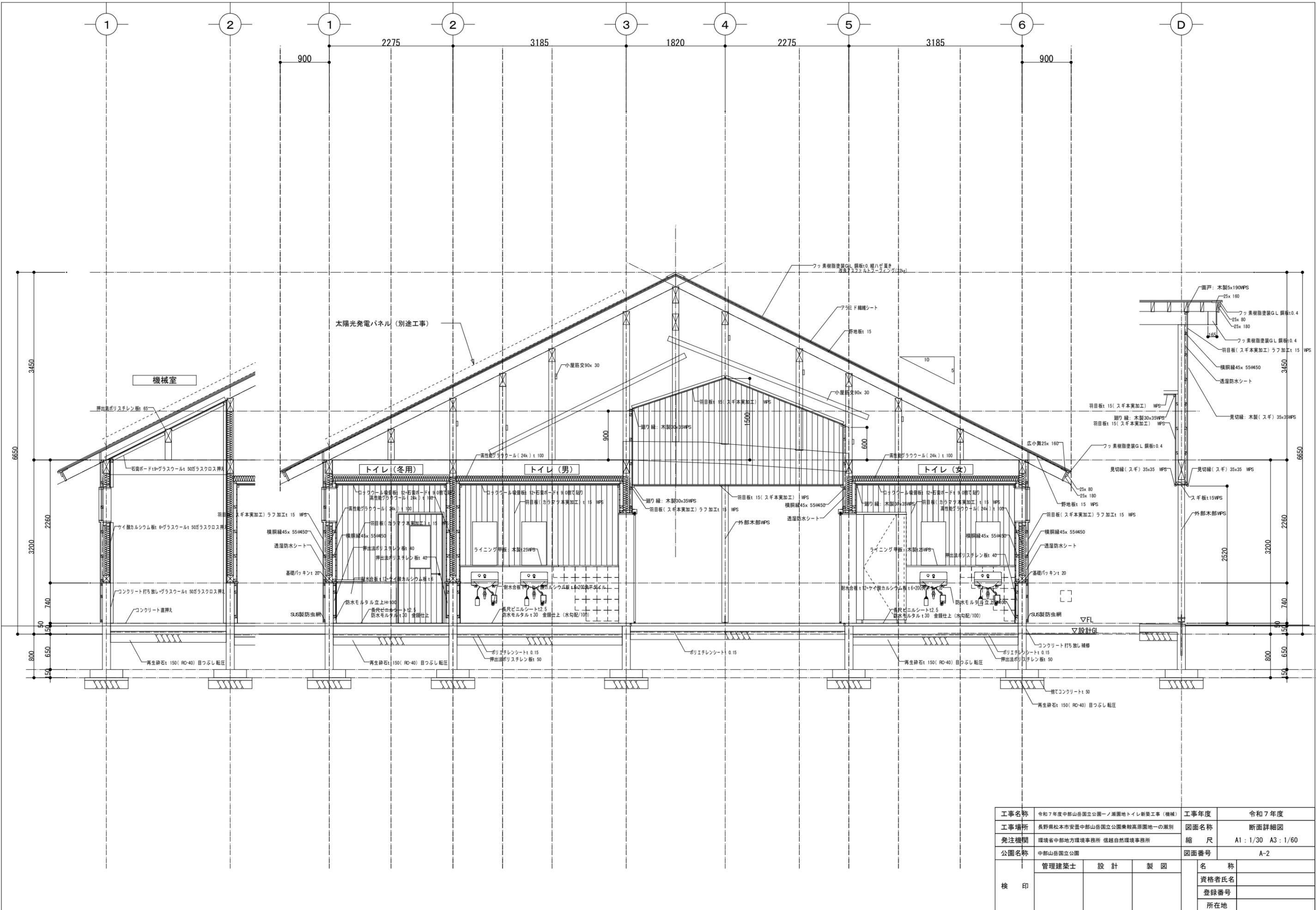
X=12364.2505
Y=-78695.3982

床仕上げ 長尺ビニルシートt2.5

X=12376.6075
Y=-78692.2979



工事名称	令和7年度中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事(機械)	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇(乗鞍高原)	図面名称	平面詳細図(建具キープラン)
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/30 A3:1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	A-1
検印	管理建築士	設計	製図
		名称	
		資格者氏名	
		登録番号	
		所在地	



工事名称	令和7年度中部山岳国立公園ノ瀬園地トイレ新築工事(機械)	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇中部山岳国立公園乗鞍高原園地一の瀬別	図面名称	断面詳細図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/30 A3: 1/60
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	A-2
検印	管理建築士	設計	製図
		名称	
		資格者氏名	
		登録番号	
		所在地	

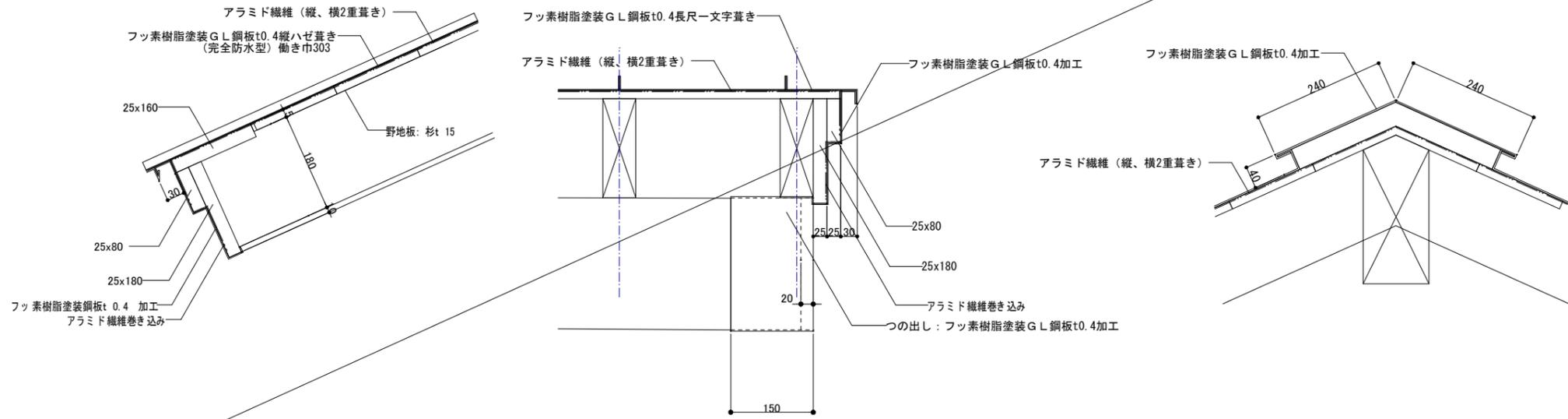
記号	AW-01 (施工済み)			SD-01			
図面							
種類	内開し アルミサッシ			片開き 鋼製両面フラッシュ戸			
口数	6			1			
見込	70			80			
材種	カラーアルミ			亜鉛メッキ鋼板 焼付塗装			
金物	SUS製 網戸、結露受け、付属金物一式			SUS製丁番 SUS製レバーハンドル シリンダー錠			
硝子	ペアガラス (フロートt3+A12+t3) 和紙風カッティングシート貼						
備考	開閉用フック棒 SUS製網戸			SUS製靴摺t2.0 セミエタイト仕様			

記号	WD-01	WD-02	WD-03				
図面							
種類	上吊式 木製框戸 (自閉式)	上吊式 木製框戸 (自閉式)	片開き 木製框戸				
口数	2	1	1				
見込	70	70	70				
材種	カラマツ羽目板 WPS塗装	カラマツ羽目板 WPS塗装	カラマツ羽目板 WPS塗装				
金物	ハンガー金物 引手 シリンダー錠	ハンガー金物 引手 シリンダー錠	SUS製丁番 SUS製レバーハンドル シリンダー錠				
硝子	ペアガラス (フロートt4+A12+t3) 和紙風カッティングシート貼	ペアガラス (フロートt4+A12+t3) 和紙風カッティングシート貼	ペアガラス (フロートt4+A12+t3) 和紙風カッティングシート貼				
備考	吊金物: コの字型・自閉ダンバー式 (耐荷重40kg)	吊金物: コの字型・自閉ダンバー式 (耐荷重40kg)					

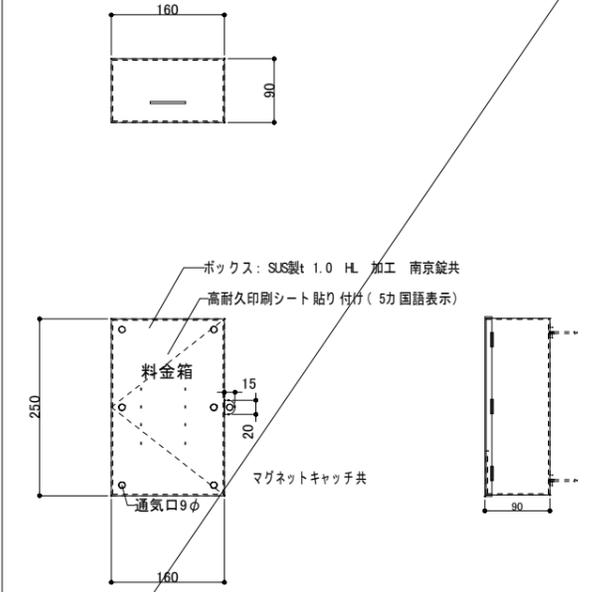
記号	TB-01	TB-02	TB-03
図面			
種類	トイレブース	トイレブース	トイレブース
口数	1	1	1
見込	40	40	40
材種	アルミ枠 メラミン焼り付け合板フラッシュ	アルミ枠 メラミン焼り付け合板フラッシュ	アルミ枠 メラミン焼り付け合板フラッシュ
金物	グレビティヒンジ (常開)・表示器付きラッチ錠・脚・ｽﾀｯﾌﾟ・帽子かけ	グレビティヒンジ (常開)・表示器付きラッチ錠・脚・ｽﾀｯﾌﾟ・帽子かけ	グレビティヒンジ (常開)・シリンダー錠・脚・ｽﾀｯﾌﾟ
硝子			
備考			

工事名称	令和7年度中部山岳国立公園-ノ瀬園地トイレ新築工事 (機械)	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇 (乗鞍高原)	図面名称	建具表
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	A-3
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名		
	登録番号		
	所在地		

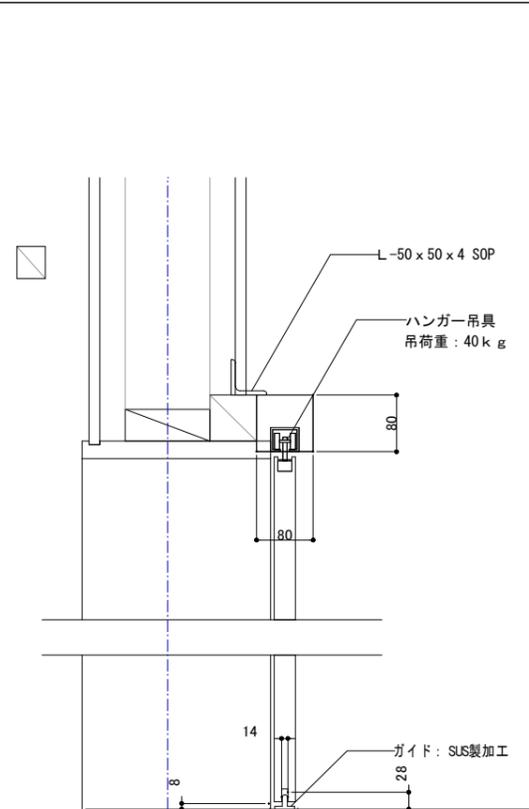
屋根廻り詳細図 (施工済み)



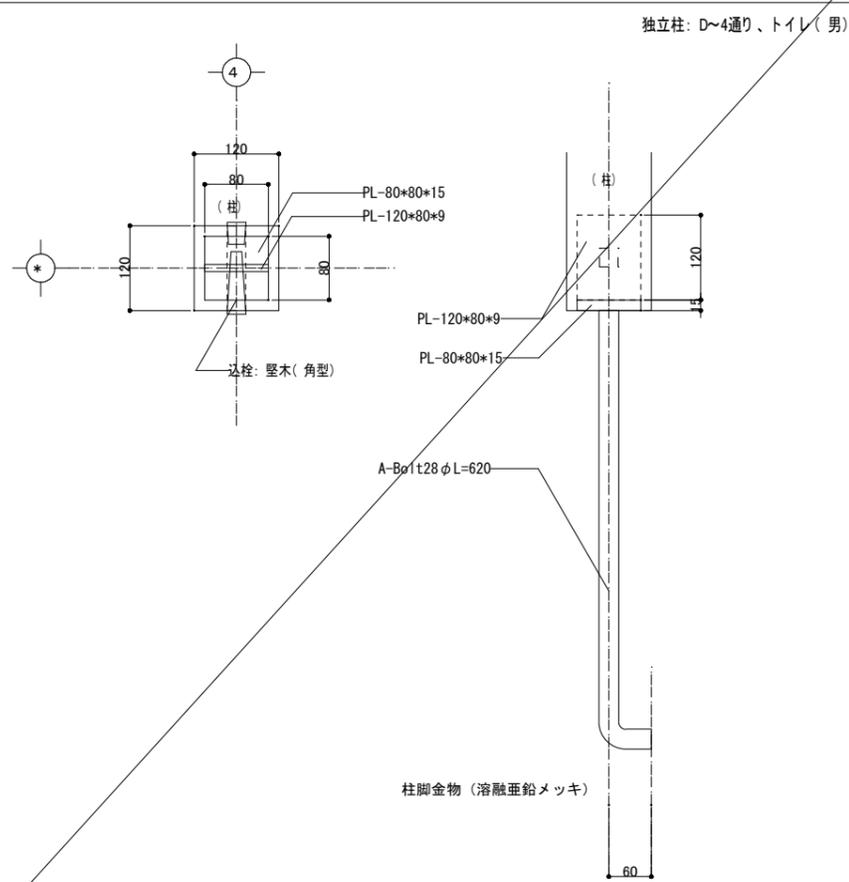
料金箱詳細図



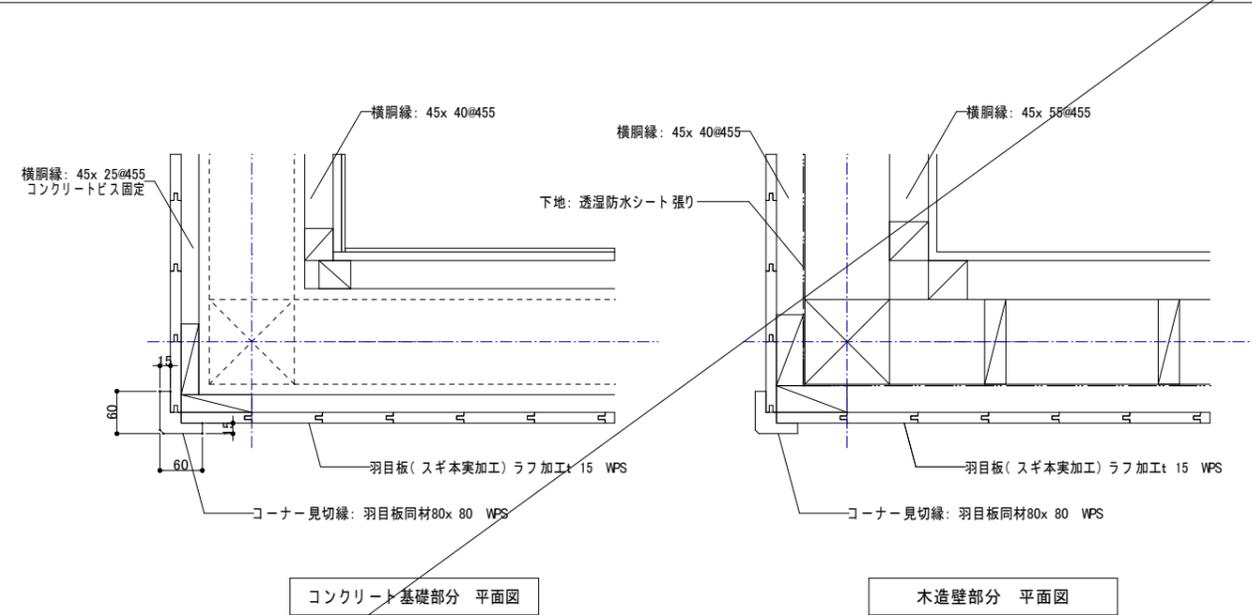
引戸 (上吊) 詳細図



柱脚金物詳細図 (施工済み)



外壁廻り詳細図 (施工済み)



工事名称	令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事 (機械)	工事年度	令和7年度
工事場所	長野県松本市安曇 (乗鞍高原)	図面名称	雑詳細図
発注機関	環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	縮尺	A1:1/5 A3:1/10
公園名称	中部山岳国立公園	図面番号	A-4
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	
	資格者氏名	登録番号	
	所在地		

参考数量内訳書

工事名称 令和7年度中部山岳国立公園一ノ瀬園地トイレ新築工事（機械）
工事場所 松本市安曇（乗鞍高原）

木造平屋建内装工事

建築面積 75.36㎡ 延床面積 75.36㎡

内装工事 シート床、巾木

建具工事 木製建具、トイレブース建具、鋼製建具

機械設備工事

暖房設備 壁掛けパネルヒーター

換気設備 ストレートシロッコファン、天井換気扇

自動制御設備 浄化槽制御盤

衛生器具設備 大便器6基、小便器2基、掃除流し1基

給水設備 受水槽2000L給水ポンプユニット、屋外給水管（HIVP）

排水設備 汚水管（VP）52m

浄化槽 合併処理設備128人槽 処理水量19.2m³/日 BOD濃度 20mg/L以下

浄化槽放流管 塩ビ桝9組、放流配管（VP）109m

中科目別内訳

内装						
名	称	数	量	単位	金額	備考
内装		1		式		第1号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

建具						
名	称	数	量	単位	金額	備考
トイレブース建具		1		式		第2号 細目別内訳
木製建具		1		式		第3号 細目別内訳
鋼製建具		1		式		第4号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

暖房設備						
名	称	数	量	単位	金額	備考
壁掛	ヒーター	1		式		第5号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

換気設備						
名	称	数	量	単位	金額	備考
換気	扇	1		式		第6号 細目別内訳
ダクト		1		式		第7号 細目別内訳
ダンパー		1		式		第8号 細目別内訳
バンド	キャップ	1		式		第9号 細目別内訳
制気口		1		式		第10号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

自動制御設備						
名	称	数	量	単位	金額	備考
自動制御設備		1		式		第11号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

衛生器具設備						
名	称	数	量	単位	金額	備考
男子トイレ		1		式		第12号 細目別内訳
女子トイレ		1		式		第13号 細目別内訳
多目的トイレ		1		式		第14号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

給水設備						
名	称	数	量	単位	金額	備考
受水槽		1		式		第15号 細目別内訳
屋内給水		1		式		第16号 細目別内訳
屋外給水		1		式		第17号 細目別内訳
給水配管土工		1		式		第18号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

排水設備						
名	称	数	量	単位	金額	備考
排水配管		1		式		第19号 細目別内訳
排水配管土工		1		式		第20号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

浄化槽						
名	称	数	量	単位	金額	備考
仮設工事		1		式		第21号 細目別内訳
土工事		1		式		第22号 細目別内訳
コンクリート工事		1		式		第23号 細目別内訳
浄化槽本体		1		式		第24号 細目別内訳
エアー配管工事		1		式		第25号 細目別内訳
放流・排気配管工事		1		式		第26号 細目別内訳
電気工事		1		式		第27号 細目別内訳
合計						

中科目別内訳

浄化槽放流管						
名	称	数	量	単位	金額	備考
浄化槽放流配管		1		式		第28号 細目別内訳
塩ビ柵		1		式		第29号 細目別内訳
配管土工 浄化槽		1		式		第30号 細目別内訳
合計						

細目別内訳

内装						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ビニル床シート張り・タイル張り	床厚2.5mm 複層ビニル床シート 無地 FS	38	m ²			第1号 代価表
ビニル幅木(ソト幅木)	H60mm	43.4	m			第2号 代価表
	合計					

細目別内訳

トイレブース建具						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
TB-01	3670×2000	1	箇所			
TB-02	7890×2000 アルミ枠メラニ ン練り付け合板フラッシュ 金物共	1	箇所			
TB-03	2025×2000 アルミ枠メラニ ン練り付け合板フラッシュ 金物共	1	箇所			
	合計					

細目別内訳

木製建具						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
WD-01	片引き框戸 960×2000 自閉ダンパー付	2	箇所			
WD-02	片引き框戸 1010×2000 自閉ダンパー付	1	箇所			
WD-03	片引き框戸 800×2000 自閉ダンパー付	1	箇所			
	合計					

細目別内訳

鋼製建具						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
SD-01	片引きフラッシュ戸 2000×860	1	箇所			
	合計					

細目別内訳

壁掛ヒーター						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
EPH-1パネルヒーター	壁掛0.5kW サーモスタット内蔵	1	基			第3号 代価表
EPH-2パネルヒーター	壁掛0.75kW サーモスタット内蔵	5	基			第4号 代価表
	合計					

細目別内訳

換気扇						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
EF-1 ストレートシロッコファン	φ200×500CMH	1	台			第5号 代価表
EF-2 ストレートシロッコファン	φ200×500CMH	1	台			第6号 代価表
VF-1 天井換気扇	φ100×160CMH	1	台			第7号 代価表
VF-2 天井換気扇	φ100×140CMH	1	台			第8号 代価表
VF-3 天井換気扇	φ100×110CMH	1	台			第9号 代価表
	合計					

細目別内訳

ダクト						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コーナーボルト・共板フランジ工法	L ≤ 450 板厚0.5mm	7	m2			
ボックス(低圧ダクト)	ボックス L ≤ 450 板厚0.5mm	4	m2			
ボックス(低圧ダクト)	ボックス 450 < L ≤ 750 板厚0.6mm	5	m2			
スパイラルダクト(低圧ダクト)	スパイラルダクト 低圧ダクト φ100mm	11	m			
スパイラルダクト(低圧ダクト)	スパイラルダクト 低圧ダクト φ125mm	6	m			
スパイラルダクト(低圧ダクト)	スパイラルダクト 低圧ダクト φ150mm	7	m			
スパイラルダクト(低圧ダクト)	スパイラルダクト 低圧ダクト φ200mm	7	m			
たわみ継手ダクト・空調和機	保温保冷用外装材類 アルミガラスクロス 箔0.02mm 幅1000mm×30m	3	m			第10号 代価表
	合計					

細目別内訳

ダンパー						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
風量調節ダンパー	W300 H200	2	個			第11号 代価表
風量調節ダンパー	丸形 風量調整	2	個			第12号 代価表
	合計					

細目別内訳

バンドキャップ						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
バンドキャップ	ステンレス製 φ100 指定色塗装	3	個			第13号 代価表
バンドキャップ	ステンレス製 φ125 指定色塗装	1	個			第14号 代価表
バンドキャップ	ステンレス製 φ150 指定色塗装	1	個			第15号 代価表
バンドキャップ	ステンレス製 φ200 指定色塗装	2	個			第16号 代価表
	合計					

細目別内訳

制気口						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
吹出口ユニバーサル形	VH 面積 0.10m2超~0.20m2以下	2	個			第17号 代価表
鋼製吹出口	RG 面積 0.10m2超~0.20m2以下	2	個			第18号 代価表
スリット形吸込口	GVS 面積 0.1m2以下	2	個			第19号 代価表
スリット形吸込口	GVS 面積 0.1m2以下	4	個			第20号 代価表
給気グリル	φ100 全閉可能	1	個			第21号 代価表
給気グリル	φ150 全閉可能	3	個			第22号 代価表
	合計					

細目別内訳

自動制御設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(CEE/F (EM-CEE))	1. 25mm ² 2心 JIS C 3401	35	m			
制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(CEE/F (EM-CEE))	1. 25mm ² 5心 JIS C 3401	5	m			
600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(CE/F (EM-CE))	2. 0mm ² 3心 JIS C 3605	14	m			
鋼製電線管	ねじなし電線管 呼び径E19 1. 940kg/本 定尺3.66m/本 JIS C 8305	2	本			
鋼製電線管	ねじなし電線管 呼び径E25 2. 621kg/本 定尺3.66m/本 JIS C 8305	2	本			
鋼製電線管	ねじなし電線管 呼び径E31 3. 843kg/本 定尺3.66m/本 JIS C 8305	2	本			
合成樹脂製可とう電線管	PF-S管(一重管) 22mm 50m/巻 JIS C 8411	4	m			
電線管付属品		1	式			
樹脂管付属品		1	式			
防水入線カバー		1	個			
回転灯	壁取付	1	個			
電極5P	保持器共	1	個			
アウトレットボックス	102□×44	1	個			
プルボックス	200×200×150	1	個			
ブリカ&コネクタ	#24	2	組			
ブリカ&コネクタ	#30	1	組			
吊材料及び支持金物		1	式			
雑材料及び消耗品		1	式			
試運転立会費		1	式			
機器取付費		1	式			
結線費		1	式			
労務費		1	式			
雑工費		1	式			
	合計					

細目別内訳

男子トイレ						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
大便器	洗浄弁式便器 フラッシュ弁(電気開閉式、手動式)、スパット、紙巻器、床フタ、温水洗浄便座	2	組			第23号 代価表
小便器	洗浄弁式壁掛小便器・大 露出型個別感知式フラッシュ弁、壁フタ、スパット	2	組			第24号 代価表
洗面器	自動水栓1個、大	2	組			第25号 代価表
鏡	600x800mm程度	2	枚			第26号 代価表
水栓類	1 3 A	1	個			第27号 代価表
便所手すり(小便器用手すり)		1	か所			第28号 代価表
便所手すり(固定手すり(L型))		2	か所			第29号 代価表
	合計					

細目別内訳

女子トイレ						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
大便器	洗浄弁式便器 フラッシュ弁(電気開閉式、手動式)、スパット、紙巻器、床フタ、温水洗浄便座	3	組			第23号 代価表
洗面器	自動水栓1個、大	2	組			第25号 代価表
鏡	600x800mm程度	2	枚			第26号 代価表
水栓類	1 3 A	1	個			第27号 代価表
衛生陶器セット	掃除流し	1	セット			
便所手すり(固定手すり(L型))	固定手すり(L型)樹脂被覆タイプ	3	か所			第29号 代価表
	合計					

細目別内訳

多目的トイレ						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
大便器	洗浄弁式便器 フラッシュ弁(電気開閉式、手動式)、スパット、紙巻器、床フランジ、温水洗浄便	1	組			第30号 代価表
便所手すり(固定手すり(L型))	固定手すり(L型)樹脂被覆タイプ	1	か所			第29号 代価表
便所手すり(可動手すり(はねあげロック式))	可動手すり(はねあげロック式)樹脂被覆タイプ	1	か所			第31号 代価表
壁掛洗面器	自動水栓1個	1	組			第32号 代価表
洗面器	自動水栓1個、大	1	組			第25号 代価表
身障者用鏡	身障者用鏡(傾斜形(小))	1	枚			第33号 代価表
トイレム用付属設備	ペーパーシート(オムツ交換台) 横形	1	セット			
トイレム用付属設備	ペーパーチェア 平壁設置	1	セット			
壁掛形汚物流しユニット		1	組			第34号 代価表
	合計					

細目別内訳

受水槽						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
WTP-1 受水槽一体型給水ポンプユニット	受水槽:FRP製 容量2000L 給水ポンプユニット:0.75kWモーターポンプ×2 三相200V/50Hz インバーター制御 ポンプ単独交互運転凍結防止ヒーター制御盤共	1	台			第35号 代価表
CL-1 塩素滅菌装置	パルス発信式 注入ポンプ 薬液タンク30L 流量計共	1	台			第36号 代価表
機器搬入費		1	式			第37号 代価表
	合計					

細目別内訳

屋内給水						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
一般弁類 バックライ弁取付	15A	1	個			第40号 代価表
一般弁類 弁類取付(高压トラップ)(低压トラップ)	20A ゲート仕切弁 ねじ込み 10K 20A 3/4B JIS型	1	個			第41号 代価表
一般弁類 弁類取付(高压トラップ)(低压トラップ)	32A ゲート仕切弁 ねじ込み 10K 32A 1・1/4B JIS型	1	個			第42号 代価表
一般弁類 弁類取付(高压トラップ)(低压トラップ)	40A ゲート仕切弁 ねじ込み 10K 40A 1・1/2B JIS型	1	個			第43号 代価表
伸縮管継手・フレキシブルジョイント等伸縮管継手(ヘローズ形(単式・複式))(スロープ形)	ヘローズ形(単式) 20A 伸縮管継手ヘローズ形 JIS B 2352 1.0MPa 単式フランジ(鋼管用) 呼び径20 各社	1	個			第44号 代価表
伸縮管継手・フレキシブルジョイント等伸縮管継手(ヘローズ形(単式・複式))(スロープ形)	ヘローズ形(単式) 32A 伸縮管継手ヘローズ形 JIS B 2352 1.0MPa 単式フランジ(鋼管用) 呼び径32 各社	1	個			第45号 代価表
伸縮管継手・フレキシブルジョイント等伸縮管継手(ヘローズ形(単式・複式))(スロープ形)	ヘローズ形(単式) 40A 伸縮管継手ヘローズ形 JIS B 2352 1.0MPa 単式フランジ(鋼管用) 呼び径40 各社	1	個			第46号 代価表
量水器等 定水位調整弁取付	32A 定水位弁 ストレート型 LP-8N 青銅製 ねじ込み接続 呼び径32mm 副弁含む ベン	1	個			第47号 代価表
量水器等 量水器取付	40A	1	個			第48号 代価表
水栓類 水抜栓取付	15A	1	個			第49号 代価表
	合計					

細目別内訳

屋外給水						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)(給水) 地中配管	HIVP 20A	3	m			第50号 代価表
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)(給水) 地中配管	HIVP 25A	1	m			第51号 代価表
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)(給水) 地中配管	HIVP 30A	83	m			第52号 代価表
弁柵類 量水器柵設置	450mm(25~32A) ボックス量水器ます用 MB-1	1	組			第53号 代価表
配管分岐(樹脂管類)	50A	1	カ所			第63号 代価表
水栓類 不凍水栓柱取付	15A	1	個			第64号 代価表
水栓類 埋設表示テープ	埋設標識シート 幅150mm 長50m シングル	1	m			第65号 代価表
水栓類 地中埋設標取付	コンクリート製	6	個			第66号 代価表
	合計					

細目別内訳

給水配管土工						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
根切り 機械	バックホウ 山0.28(平0.20)m ³ 排ガス対型(第3次基準値)	40	m ³			第67号 代価表
埋戻し 機械	バックホウ 山0.28(平0.20)m ³ 排ガス対型(第3次基準値)	30	m ³			第69号 代価表
クッション砂		10	m ³			
建設発生土運搬 バックホウ 0.45m ³	DI D区間無し 2.5km以下 普通	10	m ³			第70号 代価表
敷きならし	ブルドーザ 3t級 排ガス 対型(第1次基準値)	10	m ³			第72号 代価表
	合計					

細目別内訳

排水配管						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
塩化ビニル管(VP、VU)、リサイクル塩 化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リサ イクル塩化ビニル三層管(RS-VI)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 7 5 A	4	m			第74号 代価表
塩化ビニル管(VP、VU)、リサイクル塩 化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リサ イクル塩化ビニル三層管(RS-VI)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 1 0 0 A	21	m			第75号 代価表
塩化ビニル管(VP、VU)、リサイクル塩 化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リサ イクル塩化ビニル三層管(RS-VI)	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 1 5 0 A	27	m			第76号 代価表
	合計					

細目別内訳

排水配管土工						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
根切り 機械	バックホウ 山0.28(平0.20)m3 排ガス対型(第3次基準値)	24	m3			第67号 代価表
埋戻し 機械	バックホウ 山0.28(平0.20)m3 排ガス対型(第3次基準値)	15	m3			第69号 代価表
クッション砂		9	m3			
建設発生土運搬 バックホウ 0.45m3	D I D 区間無し 2. 5 km以 下 普 通	9	m3			第70号 代価表
敷きならし	ブルドーザ 3 t級 排ガ ス対型(第1次基準値)	9	m3			第72号 代価表
合計						

細目別内訳

仮設工事						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
遣方(m2)	小規模	23	m2			第77号 代価表
墨出し	小規模	23	m2			第78号 代価表
養生・整理清掃後片付け	小規模 養生	89.3	m2			第80号 代価表
養生・整理清掃後片付け	小規模 整理清掃後片付け	59.8	m2			第82号 代価表
機械運搬費 片道30km以内 バックホウ	機械運搬費 片道30km以内 バックホウ	2	往復			第84号 代価表
合計						

細目別内訳

土工事						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
浄化槽土工		1	式			第1号 別紙明細
浄化槽配管土工	エアー、放流、排気、電気配管	1	式			第2号 別紙明細
	合計					

細目別内訳

コンクリート工事						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート工事(打設手間)	基礎コンクリート ポンプ 打	13.1	m3			第95号 代価表
レディーミストコンクリート(普通)	21-18-25(20) W/C=60%以下	13.1	m3			
普通合板型枠	基礎部	10.4	m2			第96号 代価表
鉄筋加工組立	RCラーメン構造 階高3.5~4.0m程度	2.26	t			第97号 代価表
異形棒鋼	SD295 D16 1.56kg/m JIS G 3112	2.26	t			
鉄筋運搬費	加工場~現場 30km程度 4t車	2.26	t			第98号 代価表
床コンクリート面直均し仕上げ	金ごて 直均し仕上げ 薄張物 下地程度 a種	23	m2			第99号 代価表
コンクリート工事(ポンプ圧送)基本料金		1	回			第100号 代価表
コンクリート工事(ポンプ圧送)圧送料金		13.1	m3			第101号 代価表
	合計					

細目別内訳

浄化槽本体						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
浄化槽 担体流動ろ過循環方式	128人槽 処理水量19.2m3/日 放流BOD20mg/L以下	1	セット			
浄化槽運搬費		2	車			
浄化槽据付費		1	セット			
ブローア架台		1	セット			
ブローア据付費		3	台			
	合計					

細目別内訳

エアー配管工事						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)(給水)地中配管	H I V P 4 0 A	59	m			第102号 代価表
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)(給水)地中配管	H I V P 3 0 A	6	m			第52号 代価表
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)(給水)地中配管	H I V P 2 0 A	28	m			第50号 代価表
配管用炭素鋼鋼管(白)SGP(冷温水)ねじ接合 機械室・便所配管	32A	6.2	m			第103号 代価表
配管用炭素鋼鋼管(白)SGP(冷温水)ねじ接合 機械室・便所配管	20A	1.4	m			第104号 代価表
配管分岐(樹脂管類)	3 0 A	4	カ所			第105号 代価表
配管分岐(樹脂管類)	2 0 A	2	カ所			第106号 代価表
	合計					

細目別内訳

放流・排気配管工事						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 HTVP(給水) 地中配管	50A	2	m			第107号 代価表
塩化ビニル管(VP,VU)、リチウム塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リチウム塩化ビニル三層管(RS-VU)、排水用リチウム塩化ビニル管(REP-VU)(排水・通気) 地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管(VU) 100A	5.2	m			第108号 代価表
塩化ビニル管(VP,VU)、リチウム塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リチウム塩化ビニル三層管(RS-VU)、排水用リチウム塩化ビニル管(REP-VU)(排水・通気) 地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管(VU) 150A	3.5	m			第109号 代価表
合計						

細目別内訳

電気工事						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
地中管路(イ) 波付硬質合成樹脂管(FEP)	30mm	60	m			第110号 代価表
600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)	2.0mm ² 4心 素線数7 素線径0.6 標準条長300m 銅質量21.4kg 180kg/km JIS C 3605	60	m			
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	1.25mm ² 4心 標準条長300m JIS C 3401	30	m			
雑材付属品		1	式			
制御盤据付費		1	台			
合計						

細目別内訳

浄化槽放流配管						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
塩化ビニル管(VP、VU)、リサイクル塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リサイクル塩化ビニル三層管(RS-VU)、排水用リサイクル塩化ビニル管(REP-VU)(排水・通気) 地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 50A	1	m			第111号 代価表
塩化ビニル管(VP、VU)、リサイクル塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)、リサイクル塩化ビニル三層管(RS-VU)、排水用リサイクル塩化ビニル管(REP-VU)(排水・通気) 地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 100A	108	m			第75号 代価表
コンクリート巻き	560×560×2000	1	箇所			第112号 代価表
	合計					

細目別内訳

塩ビ柵						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
プラスチック柵	150Φ A 801～1200mm RS-VU 150Φ	2	組			第115号 代価表
プラスチック柵	150Φ B 801～1200mm RS-VU 150Φ	6	組			第117号 代価表
プラスチック柵	200Φ 100Φ A 1201～1500mm RS-VU 150Φ 鋳鉄製防護ふた 標準型 T-8 袋穴式 ます径200 JSWAS G-3	1	組			第118号 代価表
	合計					

